

令和8年3月第154回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和8年3月3日（火）
○開会年月日 令和8年3月3日（火）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	酒 井 勝 也 君	2 番	松 田 修 君
3 番	西 口 邦 彦 君	4 番	城 戸 司 君
5 番	向 井 一 富 君	6 番	久 保 美 博 君
7 番	森 永 和 夫 君	8 番	菊 地 幸 雄 君
9 番	泉 浩 壽 君	10 番	大 木 雄 君
11 番	山 本 徹 君	12 番	下 野 安 彦 君
13 番	山 崎 正 史 君		

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	上 山 淳 一 君	企画情報課長	二 宮 大 昌 君
住 民 課 長	橋 本 一 恵 君	税 務 課 長	久保宮 賢 次 君
保健福祉課長	上 野 昌 宏 君	こども支援課長	亀 岡 秀 俊 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	山 本 勝 利 君
町並・地域振興課長	高 山 重 樹 君	農林振興課長	新 田 栄 作 君
小田支所長	中 嶋 優 治 君	環境政策室長	西 岡 美 穂 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	宮久保 邦 博 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	高 嶋 由久子 君	書 記	本 田 紳太郎 君
---------	-----------	-----	-----------

○議事日程（第2号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
自 令和8年3月3日

会期

16日間

至 令和8年3月18日

- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び令和8年度施政方針
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について（令和7年度町道本町田中線ほか2路線電線共同溝整備工事他委託変更契約について）
- 日程第 7 報告第 3号 内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 日程第 8 議案第 2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 8号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 9号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第12号 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第14号 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について
- 日程第22 議案第16号 内子町営小田プール条例を廃止する条例について
- 日程第23 議案第17号 内子町小田体育館条例を廃止する条例について
- 日程第24 議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第19号 内子町斎場の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第27 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第28 議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第29 | 議案第23号 | 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第30 | 議案第24号 | 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第31 | 議案第25号 | 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第32 | 議案第26号 | 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第33 | 議案第27号 | 令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第34 | 議案第28号 | 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第35 | 議案第29号 | 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第36 | 議案第30号 | 令和8年度内子町一般会計予算について |
| 日程第37 | 議案第31号 | 令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 日程第38 | 議案第32号 | 令和8年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について |
| 日程第39 | 議案第33号 | 令和8年度内子町介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第40 | 議案第34号 | 令和8年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について |
| 日程第41 | 議案第35号 | 令和8年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について |
| 日程第42 | 議案第36号 | 令和8年度内子町水道事業会計予算について |
| 日程第43 | 議案第37号 | 令和8年度内子町下水道事業会計予算について |
| 日程第44 | 議案第38号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第45 | 議案第39号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第46 | 議案第40号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第47 | 議案第41号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第48 | 議案第42号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第49 | 議案第43号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第50 | 議案第44号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第51 | 議案第45号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第52 | 議案第46号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第53 | 議案第47号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第54 | 議案第48号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第55 | 議案第49号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第56 | 議案第50号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第57 | 議案第51号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第58 | 議案第52号 | 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

日程第59 議案第53号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第60 議案第54号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第61 議案第55号 内子町監査委員の選任について

日程第62 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第62まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） ただ今から、令和8年3月第154回内子町議会定例会を開会いたします。

本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。

また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び総務課長及び各課長等の15名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、5番、向井一富議員、6番、久保美博議員を指名します。

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、去る2月24日開催の議会運営委員会において協議され、本日から18日までの16日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第2号）」のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 議長諸般の報告」を行います。議長としての報告事項は、お手元に配布しておるとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び令和8年度施政方針

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第154回令和8年3月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告3件、条例の制定3件、条例の一部改正10件、条例の廃止4件、指定管理者の指定1件、議決を要する計画2件、補正予算8件、当初予算8件、人事案件18件、諮問1件の合計58件でございます。

それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

さて、先日、2月22日まで、ミラノ・コルティナオリンピックが開催されておりました。日本は金メダル5つを含む計24個のメダルを獲得し、冬季オリンピック過去最高を記録いたしました。私も拝見しましたが、選手の皆さまの活躍を喜ぶとともに、栄光の裏にある、たゆまぬ努力や積み重ねた挑戦、逆境に立ち向かう姿なども垣間見ることができ、勇気づけられた方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。私自身もたくさんのエネルギーをいただき、よりいっそう、まちづくりへの思いを強くしたところでございます。

さて、12月26日から29日にかけて、第30次宜野座村親善訪問交流事業が行われ、宜野座村から小・中学生を中心に12名が来訪されました。昨年8月に同村を訪問した本町の子どもたちが出迎え、五十崎風博物館での風作りや風揚げ体験、町並み保存地区の散策などを通して交流を深めました。互いの異なる気候風土や伝統文化などに触れることは、子どもたちの成長にとって貴重な機会であり、財産となることと思います。今後も地域の皆さまとともに、この絆を大切につなげていきたいと存じます。

また、少しさかのぼりますが、11月には、石畳地区が第64回農林水産祭表彰のむらづくり部門において、農林水産大臣賞を受賞されました。これは、同地区のシンボルである水車小屋の復元をはじめ、美しい農村景観を保全する「村並み保存運動」などが評価されたも

のでございます。加えて、ふるさと振興に貢献する団体などに贈られる「第74回愛媛新聞賞」農林水産部門においても受賞され、さらに、同地区有志が栽培する「完熟石畳栗」が愛媛県の「愛あるブランド」に認定されました。農薬を使わず、独自の方法で栽培され、豊かな風味と高い糖度が特徴となっております。

人口減少が進むなかではございますが、地域の方々がふるさとを思い、活動を続け、挑戦し続ける姿は、オリンピック同様に多くの方に勇気や希望を与えてくれることと思います。こういった取り組みの積み重ねが内子町の魅力につながっており、大変喜ばしく、ありがたいことと感じております。

それでは、令和8年度における町長としての施政方針を述べさせていただきます。

国におきましては、令和8年2月18日に第2次高市内閣が発足し、初閣議において「内閣の総力を挙げて政策を推し進める」と基本方針が決定され、1つ目として、強い経済の実現。2つ目として、地方を伸ばし、暮らしを守る。3つ目に外交力・防衛力・情報力の強化が3本柱に据えられました。

令和8年度予算案につきましては、「国民生活に支障が生じないように、年度内成立を目指していく」と意欲を示されており、経済対策につきましては、給付付き税額控除を含めた社会保障と税の一体改革にかかる検討を進めるとされ、また、飲食料品の消費税率2年間ゼロについても、実現に向けた諸課題について検討を加速させるとのことでございます。

国の動向を注視しつつ、地方に暮らす私たちの目線に立った、より良い未来を築くための基盤が整うことに期待をしているところでございます。

このようななかではございますが、本町の令和8年度の予算編成につきましても、引き続き、第3期内子町総合計画に掲げる、内子町の「らしさ」であり「誇り」である「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」の実現のため、また私の公約として掲げる事業の推進としまして、元気な農林業づくり、元気な商工業・観光づくり、子育てや教育への支援、防災・安全安心づくり、魅力ある風景や生活の基盤整備、これらを主要施策として予算化しております。

その結果、「令和8年度内子町一般会計当初予算(案)」は、歳入歳出それぞれ11億5,000万円となり、予算規模は本年度当初予算と比較して11億2,000万円、率にして11.2%の増加となり、過去最大の予算額となっております。

一般会計当初予算に充当いたします財源は、国・県支出金16億3,547万3,000円、地方債4億6,840万円、その他特定財源17億6,169万3,000円、一般財源72億8,443万4,000円でございます。

なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業については原則、当初予算には計上せず、今後の補正予算で対応していく予定です。

それではまず、第3期総合計画基本目標「人づくり」の、子育て・教育分野についてご説明いたします。

モノの価値観が多様化し、かつ子どもたちを取り巻く環境の変化も著しい昨今、学びの場

の多様性が求められております。そのようななかで、修学旅行は子どもたちにとって異なる土地の歴史文化や環境に触れる機会であり、また互いを深く知り、成長し合える時間となり得ます。その修学旅行の費用におきましても物価高騰の影響は及んでおり、小・中学生及び高校生の修学旅行費用を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童・生徒の健全な育成の支援など、子育て環境の充実を進めてまいります。

また、近年の異常気象は子どもたちの教育環境へも危険を及ぼすほどであり、空調設備等の整備は不可欠なものとなっております。小・中学校の体育館の空調施設の整備を計画的に進め、熱中症対策等、教育環境の改善を促進するとともに、災害時の避難所機能の向上を図ってまいります。

その他、令和6年度末で閉園した内子幼稚園の園舎につきましては、多角的な利活用の検討を行っており、まずは、学校に行けず家に閉じこもったり、休みがちになったりしている子どもたちが、学習や体験活動を通じて自分自身に活力を取り戻すための施設である教育支援センター「ふれあいルーム」を整備し、更なる教育機会の充実を図ることといたしました。加えて、災害時の母子福祉避難所等、非常時に備える機能を整備することで、安心できる環境の充実にも寄与したいと考えております。

また、愛媛県立内子高等学校の魅力化についてでございますが、本年度6月議会において関係予算をお認めいただき、内子高校本校に対し、町としても、地域の高等教育の場の更なる充実を目指した魅力化を促進させるため、関連する業務を行っているところでございます。8年4月からは、内子町学習センターという公営塾の立ち上げを柱に、生徒の自学自習のサポート、進学・就職の支援、地域と連携した課題研究授業の展開を見据えた運用を行ってまいります。現在、その体制を整えており、4月1日からは魅力化コーディネーターと学習センター講師陣が地域おこし協力隊として着任いたします。こういった外部人材の新たな力にも期待しつつ、地域の皆さまにもかかわりを持っていただきながら、同校が町内外から選ばれる存在となるよう魅力化事業を展開し、高校を核とした地域活性化を図ってまいります。

次に、第3期総合計画基本目標「生業づくり」の農林業・商工業分野でございます。

地域を支える産業として、地域の皆さまには多方面で頑張っていただいておりますが、やはり、後継者・担い手不足の課題解消は容易なことではございません。商工業においては、起業・創業や事業承継への支援はもとより、物価高騰対策として経営を支える新制度の創設を、また農林業においても新規就農支援や資材及び機械購入費用の補助、林道整備事業等、町としても様々な手立てを講じているところでございます。8年度は、これら事業を継続するとともに、農業用機械の導入にかかる補助事業を拡充し、生産性の向上や、農業経営体などの担い手支援、労働力不足等の解消を目指してまいります。

続きまして、第3期総合計画基本目標「魅力づくり」の観光分野、景観・歴史まちづくり分野でございます。

観光振興につきましては、「内子町観光振興計画」に沿い、JSTSD日本版持続可能

な観光ガイドラインを活用した質の高い観光地づくりに取り組んでいるところでございます。近年、町内には韓国をはじめとする多様な国・地域から観光客が訪れるようになり、外国人観光客数は年々増加しております。こうした取り組みの成果として、令和7年12月に観光庁が推進するJSTSDのロゴマークの使用許可を取得したところでございます。

今後も引き続き、「町並み、村並み、山並み」それぞれが持つ地域資源をさらに磨き上げ、地域の皆さまとともに魅力を高めてまいります。

8年度におきましては、引き続き、小田深山溪谷エリアの拠点施設整備を進め、長年の懸案事項でございました安定した自己水源の確保につきまして、水道整備工事を行ってまいります。

また、四国最長1,200mのコースを有するソルファオダスキーグレンデにおきましては、リフトや駐車場への進入路の整備を行い、より多くのお客様に安全に楽しんでいただけるよう環境を整え、本町の誇れる自然資源、小田深山の環境を保全しつつ、観光資源としてもその価値を磨いてまいります。

次に、歴史的な建造物を保存活用し、地域住民と来訪者が交流できる場として、また交流人口の拡大を促進するため、旧森家住宅につきましても、引き続き整備を行ってまいります。現在第1期工事を終え、指定管理者が決まり、試験的利用など少しずつソフト事業が動き出したところでございます。観光拠点のひとつとしても機能強化を進めてまいります。

また、令和6年度から始まった内子座の保存修理事業ですが、工事は順調に進んでおります。8年度も修理現場の限定公開や楽屋での展示等、文化財への理解を深めていただく場を設けながら、また内子座への変わらぬ愛情をつないでいただく機会を設けながら、後世へ引き継ぐため、着実な保存修理を進めてまいります。

次に、第3期総合計画基本目標「暮らしづくり」について申し上げます。

町民の皆さまの暮らしの基盤となる自治会を中心とした地域コミュニティの維持、道路や水道、公共交通等のインフラ整備、デジタルによる利便性の向上など、今後もしっかりと取り組み、誰もが豊かに住み続けられるまちを目指してまいります。

2023年3月に宣言した「ゼロカーボンシティうちこ」の実現に向けても、第3次内子町環境基本計画の取り組みの柱に「脱炭素」を加え、新たな一步を踏み出したところでございます。本年度は「アクションプラン策定市民会議」を開催し、高校生を含む様々な立場の方にご参加いただきました。「脱炭素化」「自然」「暮らし」「環境教育」のテーマごとに、無理なく実践できる行動や、地域課題の解決につながる取り組みなど、アクションプランの案が101項目提案されており、現在取りまとめを進めているところでございます。今後、取り組み効果の「見える化」を進め、まち全体に持続的な行動変容を促してまいります。

また、本年度実証運行を行っております予約に応じて複数の利用者が乗り合いで移動する交通サービス「チョイソコうちこ」及び、地域の方がドライバーとして支え合う「共助型ライドシェア」につきまして、8年度は本格的に導入してまいります。新たな体制のもと、地域公共交通を維持し、自由な外出機会の創出を図ることで、暮らしの豊かさの向上はもと

より、地域コミュニティの活性化へもつなげてまいりたいと存じます。

最後に、第3期総合計画基本目標「安心づくり」でございます。

福祉の充実や健康意識の向上、医療体制の整備、地域防災力の強化、有事に対応できる体制づくりなど、「安心づくり」は生きていくうえで何物にも代えがたいものでございます。引き続き、町民の皆さまが健やかに安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

8年度は、消防詰所の整備や災害医療備蓄品の確保、住民の方々のご自宅に対する耐震診断や耐震化、耐震シェルター設置等にかかる補助事業等を引き続き行ってまいります。皆さまの命、身体及び財産を、火災や地震等、あらゆる災害から守るため、町としても多面的な対策を講じてまいります。それでもまだ十分ということはありません。住民の皆さまにおかれましても「自助」「共助」「公助」の3つが連携しながら機能するためにも、まず、自らの命を自ら守るための対策をとともに進めていただければと存じます。

以上、令和8年度の施政方針について述べさせていただきました。

町長就任2期2年目に当たり、今後も私の公約実現に向けてしっかり取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（泉浩壽君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 5 報告第1号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（泉浩壽君） 「日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第1号」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第1号 専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案書1の2ページをお願いいたします。

今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解した件につきましては、水道耐震化工事の仕切弁操作により発生した濁水の流入に起因する住宅設備の損害賠償でございます。

3 ページをお願いいたします。

事故の概要でございます。令和7年12月15日、月曜日、JR内子駅から北東に約200mに位置する県道串内子線と町道との交差点付近において、「第69号 令和7年度上水道重要給水施設配水耐震化工事（内子工区）」による内子運動公園への配水管布設に係る既設配水管との接続工事を実施いたしました。

本工事の実施には断水が必要となるため断水計画を立て、既存仕切弁の操作による最小限の断水範囲を設定。洗管作業は、付近に洗管可能な消火栓が無かったことから、断水を行った家の水道メーターを外し実施する計画を立て、10時より町職員が既存仕切弁を全閉にする操作を行い、12時に工事の完了を確認後、既存仕切弁を全開にし、通水を行うとともに洗管作業を実施。濁水の状況が無くなるまで放水を行い、洗管作業終了し断水を終了しました。

同日、午後7時頃、断水エリア付近の相手方のガス給湯器に不具合が生じていると役場に連絡があり、水道担当者が午後7時20分頃に到着、風呂の給湯の状況を確認したところ、フィルター等各所に濁水による影響があったため、指定給水装置工事事業者による清掃を実施しました。しかし、給湯の状況が改善しないため、翌日16日に給湯器設置業者に依頼し、調査の結果、給湯設備全体に濁水が流入しており、部品の交換では対応出来ず、設備全体を交換する必要があると報告を受けました。その後、相手方とは町の負担で給湯器を交換することで合意し、謝罪を受け入れていただきました。

なお、損害賠償の額は66万円でございます。令和8年1月15日に所領の交換が完了したとの連絡を受けたことから、1月30日に町と相手方との間で示談書を取り交わさせていただきました正式に和解が成立したため、同日付けで町長の専決処分を行ったものでございます。

今回の事故は、想定した以外の水の流れにより濁水が発生し、水道配水管から末端の給水管へ流れ込んだことが原因でございます。今後は、断水計画時に濁水の発生を十分にシミュレーションしたうえで、これ以上に慎重に仕切弁操作及び洗管作業に取り組み、再発防止に努めてまいります。

誠に申し訳ございませんでした。

以上、「報告第1号 専決処分の報告について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 報告第2号 専決処分の報告について（令和7年度町道本町田中線ほか2路線電線共同溝整備工事他委託変更契約について）

○議長（泉浩壽君） 「日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（令和7年度町道本町田中線ほか2路線電線共同溝整備工事他委託変更契約について）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第2号」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した令和7年度町道本町田中線ほか2路線電線共同溝整備工事他委託契約の変更について報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「報告第2号 専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案書1、4ページをお開きください。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した議会の議決に付すべき契約について報告するものでございます。

5ページをお開きください。

契約の目的は、令和7年度町道本町田中線ほか2路線電線共同溝整備工事に係る委託工事変更でございます。契約金額は、元契約額7,717万6,000円でしたが、今回179万3,000円を増額し、請負額を7,896万9,000円とするものでございます。契約の相手方は、記載のとおりで変更はございません。

内容につきましては、資料9の2、議案説明資料でご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

位置図、委託概要、平面図並びに標準断面図を1枚の資料にまとめさせていただいております。

委託概要のところ、黒文字が変更前で上段の赤文字が変更後になります。

今回の変更内容は、本工事の実施において土質不良を確認したことによる土砂置換工の追加と併せて、工事期間中の交通誘導員を追加したものでございます。これによりまして、土工が1.1㎡から16.9㎡に増加、交通誘導員が95人から189人に増加したことにより、委託契約額が179万3,000円の増額となったものでございます。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 7 報告第3号 内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第7 報告第3号 内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第3号」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について報告するものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） それでは、「報告第3号 内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」ご報告申し上げます。

議案書1の6ページをご覧ください。

今回の報告案件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づきまして、計画を改定いたしましたので、同条第6項の規定により報告するものでございます。

改定内容につきましては、議案等説明資料9によりご説明させていただきます。

1の概要でございますが、内子町新型インフルエンザ等対策行動計画は、特措法に基づき国が策定する政府行動計画と愛媛県が策定する県行動計画を踏まえて策定するものでございまして、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備え、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成27年1月に策定しております。

その後、令和4年の感染症法改正等により、日頃から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改正され、令和7年3月には県行動計画が改定

されたことを受けまして、今回、町行動計画の全部を改定しております。

今回の改定の主なポイントでございますが、2の対策項目をご覧ください。

町行動計画において盛り込むべき対策項目として新たに3項目が加わり、実施体制、情報提供・共有、リスクコミュニケーション、まん延防止、ワクチン、保健、物資、住民の生活及び地域経済の安定の確保の7項目を定め、準備期、初動期、対応期に分類して、時期に応じた対策を定めております。

なお、改定の期日は、令和8年3月1日としております。

今後、国においては、感染症法等の計画等の見直し状況や、これらとの整合性等を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を見直し、必要に応じて改定する予定であることから、それに伴う県行動計画の見直しが行われた場合には、町行動計画の見直しを行うこととしております。

計画の詳細につきましては、議案資料2「内子町新型インフルエンザ等対策行動計画」にてご確認をお願いいたします。

以上、内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてのご報告とさせていただきます。

○議長（泉浩壽君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 8 議案第2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第8 議案第2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定」につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第2号 内子町職員の旅費に関する条例の制

定について」ご説明申し上げます。

議案書1の7ページをお開きください。

提案理由でございますが、国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、内子町職員の旅費に関する条例を制定するものです。旅費に関する規定は、内子町職員の給与に関する条例で定めておりましたが、このような定め方は全国的にも数事例しかないため、新たに条例を定めることにいたしました。

条例案は8ページから20ページに掲載いたしております。

ページ数が多いため、国の改正に係る部分のみ説明をさせていただきます。13ページをお開きください。

第12条の車賃についてですが、自家用車を使用して出張する場合、これまでは1キロメートルにつき、25円を支給しておりましたが、これを37円支給します。

次に、14ページ上段の第14条宿泊費についてですが、これまでは定額を支給しておりましたが、これを上限付き実費支給とし、その額を別表で定めます。

19ページから20ページの別表をご覧ください。表の左端に都道府県を、その右側に町長等とそれ以外の職員の宿泊費基準額を定めております。

それでは、14ページにお戻りください。

第15条の包括宿泊費はパック料金に関する規定です。旅費は最も経済的な方法により旅行した場合によって計算するため、包括宿泊費について定めております。

次に、16条の宿泊手当についてです。これまでは日当を支給しておりましたが、これを廃止し、1夜につき2,400円の宿泊手当を支給します。また、第2項第1号において、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが宿泊費等に含まれる場合は、3分の2の額1,600円を支給し、同項第2号において、宿泊および夕食に係る費用に相当するものが宿泊費等に含まれる場合は、3分の1の額800円を支給します。

次に、16ページをお開きください。下段です。ここからは附則を記載しております。

17ページをお開きください。附則の第3条から第12条につきましては、本条例の制定に伴い、関係条例の一部改正を規定しています。説明につきましては、議案説明資料の新旧対照表にて行います。

議案説明資料の2ページをお開きください。赤で記載しております変更箇所をご覧ください。

第3条では、内子町固定資産評価審査委員会条例について、第13条中、「内子町職員の給与に関する条例」を「内子町職員の旅費に関する条例」に改めます。

次に、第4条では、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、第4条第1項中「ときはの次に、」「内子町職員の旅費に関する条例の定めるところにより」を加え、同条第2項を削ります。

また、第6条中、「期末手当及び旅費」を「及び期末手当」に改めます。

次に、第5条では、内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、3ページをお開きください。別表中「内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に定める」を「内子町職員の旅費に関する条例に定める町長等に支給する」に改め、「内子町職員の給与に関する条例に定める」を「内子町職員の旅費に関する条例に定める町長等以外の職員に支給する」に改めます。

次に、第6条の内子町総合教育会議の関係者等に対する費用弁償条例、4ページをお開きください。及び第7条の町長公聴会参加者等費用弁償条例について、別表中、「6,000円」を「7,000円」に、「8,500円」を「10,000円」に改めます。

次に、第8条では、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例について、第5条中「は、別表の額」を「の種目 額及び支給方法は内子町職員の旅費に関する条例の定めるところ」に改めます。また、第6条見出し及び同条中の「及び旅費」を削ります。また、その下の「別表」を削ります。

5ページをお開きください。

第9条では、内子町職務執行者の給与及び旅費に関する条例について、第3条中「内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に規定する町長の例」を「内子町職員の旅費に関する条例の定めるところ」に改めます。

次に、第10条では、内子町職員の給与に関する条例について、第25条から第31条までと別表第3を削ります。

次に、6ページをお開きください。第11条では、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、第28条第1項中「ときはの次に、」「内子町職員の旅費に関する条例の定めるところにより」を加え、同条第2項を削ります。

次に、第12条では、内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、第14条中第1項中「内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に定める」を「内子町職員の旅費に関する条例に定める町長等に支給する旅費の」に改め、「内子町職員の給与に関する条例に定める」を「同条例に定める町長等以外の職員に支給する旅費の額に相当する」に改めます。

以上、「議案第2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第2号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第2号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9 議案第3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第9 議案第3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定」につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、こども支援課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○こども支援課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀岡こども支援課長。

〔亀岡秀俊こども支援課長登壇〕

○こども支援課長（亀岡秀俊君） それでは、「議案第3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案につきましては、議案書1の21ページから22ページ、説明資料は、議案説明資料9の7ページになります。

議案書1の21ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例につきましては、議案書1の22ページをご覧くださいと思います。

条例制定の趣旨・内容等につきましては、議案説明資料にて説明いたします。

議案説明資料9の7ページをご覧ください。

1、条例制定の趣旨及び背景ですが、子ども・子育て支援法の一部改正により、保育所等に通園していない生後6か月から3歳未満の児童を対象に、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が始まることに伴い、制度に対応した給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設されました。令和8年4月から開始されます。ここでいう給付費とは、この事業を実施するにあたり、国が事業所に対し、適正に事業が実施できるよう、支給するものでございます。

内子町では、乳児等通園支援事業の実施に伴い、事業所の認可基準条例を、昨年12月定例議会において制定したところですが、この給付制度の対象となる事業者は、この認可基準

を満たすことと、町の条例で定める運営に関する基準、確認基準の両方を満たすことが必要となります。

従いまして、町は認可事業者に対し、給付費の支給のための確認手続きを行うため、12月に制定された条例に加え、町の確認基準についての条例を制定する必要があります。

今回、条例制定、条例を定めるにあたって、内閣府令で定める基準「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」が交付されたことから、本町においても同基準を踏まえ、内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定しようとするものでございます。

2、条例制定の基本的な考え方及び内容ですが、条例の制定にあたっては、国の定める基準と異なる内容を定める特段の事情がないため、国の基準に定めるところによることと致します。内容につきましては、ここに示しております。(1)から(14)について、定めております。

3、根拠法令は、子ども・子育て支援法で、4、施行期日は、令和8年4月1日となります。

5、事業実施に係るスケジュールについては、12月議会定例会でも説明させていただきましたが、もう一度整理しますと、令和7年12月、認可基準条例の制定および実施場所の選定、その後、事業実施に係る各種規定等の整備、現在も実施している状況でございます。

令和8年1月からになりますけれども事業の周知、令和8年3月、確認基準条例の制定、今回、3月定例議会で審議いただく、本議案となります。

令和8年4月、利用対象者の認定手続・事業開始ということになります。

以上、「議案第3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑にはいります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第3号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第3号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時10分から再開いたします。

午前 10時57分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第10 議案第4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定」につきましては、特定優良賃貸住宅制度の見直しにより、新たに地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となる地域優良賃貸住宅制度へ移行することに伴い、その管理運営に関する事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について」ご説明申し上げます。議案書1の23ページをお開きください。

本案は、特定優良賃貸住宅制度の見直しにより、新たに地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となる地域優良賃貸住宅制度へ移行することに伴い、その管理運営に関する事項を定めるため、内子町地域優良賃貸住宅管理条例を制定するものでございます。

まず、提出条例案の概要を説明させていただきます。

議案書1の24ページから26ページをご覧ください。

第1条及び第3条では設置の目的を記述しております。第4条では、入居対象者につきまして記述しております。第5条及び第6条では、家賃の仕組みについて記述しております。第8条及び第9条では、管理運用について記述しております。最後に附則において、本条例は令和8年4月1日から施行する。としております。

本条例の制定により、既存の住宅を有効活用し、町民の皆様の居住安定と、地域の活力維持に寄与することを目指します。

以上、簡単ではございますが、「議案第4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑にはいります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第4号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 11 議案第5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第11 議案第5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」につきましては、町村団地の管理に関し、引用する法令の整合性を図るため条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。議案書1の27ページをお開きください。

本案は、内子町特定公共賃貸住宅管理条例により管理しております町村団地に関し、その一部について内子町地域優良賃貸住宅管理条例を制定し、管理することにあたり、引用する法令の整合性を図るため、本条例の一部を改正を行うものでございます。

議案書1の28ページをお開きください。

改正条例案を掲載いたしておりますのでご覧ください。また、資料9 議案説明資料8ページに、新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

8ページをお開きください。第2条第2号中の「特定公共賃貸住宅の供給促進に関する法律施行規則」を「特定優良賃貸住宅の供給促進に関する法律施行規則」に、第1条第3号を第1条第4号に改めるものでございます。

最後に附則において、この条例は公布の日から施行する。としております。

以上、「議案第5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第5号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第5号」は産業建設更生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 12 議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第12 議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、町営住宅岡団地4号の除却に伴い、当該住宅の用途を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開きください。

本案は、内子町営住宅条例により管理しております町営住宅岡団地4号の老朽化による除却に伴い、当該住宅の用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

30ページをお開きください。

改正条例案を掲載いたしております。また、資料9 議案説明資料の9ページには新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

9ページをお開きください。別表、岡の項中の「4」を「3」に改めるものでございます。

最後に附則において、この条例は令和8年4月1日から施行する、としております。

以上、「議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑にはいります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第6号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 13 議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第13 議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、災害時等において、他の水道事業者が指定した給水装置工事業者による、給水装置工事の実施を可能にするため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の31ページをお開きください。

本案は、災害時において、他の水道事業者が指定した給水装置工事業者による、給水装置工事の実施を可能にするため、本条例を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在の規定では、本町が指定した工事業者でなければ給水装置の工事を行うことができません。しかし、大規模災害時等の緊急時には、町内の業者のみでは対応に限界が生

じることが予想されております。

このため、災害時等において、他の水道事業者が指定した工事業者であっても、本町で給水装置工事に従事することを可能とする特例規定を設けるものでございます。

本改正により、他自治体からの応援部隊が到着後ただちに復旧作業に着手できる体制を整え、町民生活の早期安定を図ってまいります。

議案書1の32ページをお開きください。

改正条例案を掲載してございます。また、資料の9議案説明資料の10ページには、新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

10ページをお開きください。

第11条第1項に次の「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者、又は他の水道事業者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。」の、ただし書きを加えるものでございます。最後に附則において、この条例は公布の日から施行する、としております。

以上、「議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第7号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第7号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 14 議案第8号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第14 議案第8号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第8号 内子町下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、災害時等において、他の市町村長が指定した指定工事店による、排水設備等の工事の実施を可能にするための、標準下水道条例の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） それでは、「議案第8号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の33ページをお開きください。

本案は、災害時等において、他の市町村長が指定した指定工事店による、排水設備等の工事の実施を可能にするための標準下水道条例の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在の規定では、本町の指定を受けた工事店でなければ排水設備の工事を行うことができませんが、大規模災害時等の緊急時には、町域を超えた広域的な復旧支援が必要となります。このため、災害時において、他の市町村長が指定した工事店であっても、本町の指定工事店とみなして、速やかに排水設備工事等の修繕工事に従事できるよう、特例規定を設けるものでございます。

本改正により、被災した下水道施設の復旧体制を強化し、町民生活への影響を最小限度に抑えてまいります。

議案書1の34ページをお開きください。

改正条例案を掲載いたしてございます。また、資料9 議案説明資料の11ページには、新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

11ページをお開きください。

第6条第1項に次の「ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。」の、ただし書きを加えるものでございます。最後に附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、「議案第8号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

諮りします。「議案第8号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第8号」は産業建設厚生常任委員会に、付託することに決定しました。

日程第 15 議案第9号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例
について

○議長（泉浩壽君） 「日程第15 議案第9号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第9号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例」につきましては、人件費をはじめとする施設運営に係る必要経費の増加に伴い、施設使用料などを改定いたしたく、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 「議案第9号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

資料1 議案書の35ページをお開きください。

提案理由といたしましては、人件費をはじめとする施設運営に係る必要経費の増加に伴い、内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正するものでございます。

資料1 議案書の36ページに改正条文を、また、資料9 議案説明資料の12ページに新旧対照表を掲載しております。

改正内容につきましては、資料9 議案説明資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

12ページをご覧ください。内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例、別表、第8条関係、施設使用料と宿泊料を旧欄から新欄の記載のとおり改めます。

高橋邸の施設使用料及び宿泊料については、平成29年4月の改正以降見直しを行っておりませんでした。また、令和元年の消費税が8%から10%へ引き上げられた際にも据え置いておりましたが、最低賃金の上昇に伴う人件費や、物価高騰に伴う必要経費の負担増により、今回改正するものでございます。

まず、下段の宿泊料については、別表右側に記載の旧宿泊料の金額からそれぞれ消費税率8%の額を控除した額、すなわち、大人5,000円、小学生3,500円、幼児2,000円に、大人は500円、小学生は300円、幼児は200円をそれぞれ加算し、かつ現行

の消費税率10%を加えた額、すなわち別表左側の新宿泊料に記載のとおり、大人6,050円、小学生4,180円、幼児2,420円とするものでございます。なお、1歳未満については無料のままいたします。

朝食については、宿泊料と同様に、別表右側の旧価格の消費税8%税抜き金額800円に200円加算し、かつ消費税10%を加算した額、すなわち、別表左側に記載の新朝食代、1,100円とするものでございます。

上段の、施設使用料については、利用形態が近隣の自治センター和室と同様であることから、営利的利用、非営利的利用ともに消費税が8%から10%に上がった差額分だけ増額します。それぞれの区分に応じた使用料額については記載の通りでございますのでお目通しをください。

なお、附則において、この条例施行日につきましては、利用者への周知期間もございますので、令和8年10月1日といたします。

以上、議案第9号「内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第9号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第9号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 16 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第16 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税率の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の37ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、2月4日に開催されました内子町国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税率の改正を行うものです。

国民健康保険税率につきましては、令和7年度に、愛媛県国民健康保険運営方針に基づいて改正を行いましたが、一人当たり医療費が下がったことなどにより県納付金が令和6年度から大幅な減額となり、令和8年度、9年度の納付金も減額となる見込みであること、また保険基盤安定負担金が見込より増額となったことなどから、国保税で賄うべき費用が減少する見込みであるため、国保税率を引き下げて加入者の負担軽減を図るよう改正を行うものでございます。

改正内容につきましては次の38ページのとおりでございます。

その詳細につきましては、説明資料でご説明をさせていただきます。

議案資料9の17ページ、国民健康保険税率改正に伴う税率・税額比較をご覧ください。

表の上段は、現行の保険税率と、2月17日時点での被保険者を基にした保険税額を示しており、中段は、改正後の税率とそれに基づく保険税額を試算しています。下段は、現行の税率、税額と改正後の税率、税額の比較となっております。

現在、愛媛県では、県内での保険料水準を統一するため、令和12年度から資産割を廃止し、所得割、平等割、均等割の3方式にすること及び賦課割合を統一することが決定されていることから、資産割を段階的に削減していくこととし、なおかつ必要保険税額を確保できるよう税率を設定しました。

レンジの網掛け部分が変更する税率になりますが、医療分、後期高齢分、介護保険分を合わせた計の欄でいただきますと、所得割は2.0%減の11.3%、資産割は4.8%減の16.1%、均等割は3,100円減の46,100円、平等割は3,800円減の29,700円に改正を行うこととしております。

の改正税率によって試算した結果、一人当たり国保税額は年間で15,483円減となり83,004円、世帯当たりでは23,515円減で126,066円となります。

国民健康保険税条例の改正内容につきましては、13ページからの新旧対照表でご説明させていただきます。

第3条から第5条の2までは、主に医療分にかかる基礎課税額の税額を規定しております。第3条において、所得割額の税率を100分の5.8とし、第4条において資産割額を100分の8.0に改正します。第5条では、均等割額を23,200円とし、第5条の2第1号において平等割額を15,400円、第2号で特定世帯7,700円、第3号で特定

継続世帯11,500円に改正します。

第8条から第9条の3は介護納付金に係る税率となります。第8条において所得割額を100分の2.5に改正し、第9条の2で均等割額を12,900円に改正、次の14ページ、第9条の3において、平等割を6,300円に改正するものでございます。

第22条は、国民健康保険税の減額に関する規定となります。国保税は、低所得者の負担軽減を図るため、均等割、平等割について、所得に応じて7割、5割、2割の軽減措置があります。第22条第1項第1号においては7割軽減後の金額を、次の15ページ2行目からの第2号においては5割軽減後の金額を、中段からの第3号においては2割軽減後の金額を定めておりますが、均等割額、平等割額を改正することに伴い、軽減後の額についても合わせて改正するもので、軽減区分ごとに、基礎課税分、介護納付金分について軽減後の均等割、平等割を定めるものでございます。

15ページ一番下からの第2項では、未就学児の均等割額を5割とする軽減措置が取られており、次の16ページ、第1号において低所得世帯の7割、5割、2割軽減世帯とそれ以外の均等割額について定めていますが、基礎課税額の均等割額を改正することに伴い、軽減世帯とそれ以外の世帯それぞれの均等割額を改正するものです。

附則として、「この条例は、令和8年4月1日から施行する。」とし、適用区分として、「改正後の内子町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第10号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第10号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 17 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第17 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） それでは「議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

議案書1の39ページをお開き下さい。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公付に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

40ページには改正条例案を掲載させていただいております。

改正の内容につきましては、議案等説明資料9の新旧対照表にてご説明させていただきます。

条例改正の説明の前に、介護保険法施行令の改正の概要について説明させていただきます。

65歳以上の介護保険料は、住民税の税額決定後の毎年6月に算定し、本人や世帯員の住民税の課税状況などにより、13段階に分けて決定しております。

令和7年中の給与所得控除の最低保証額は令和7年度税制改正により55万円から65万円に引き上げられましたが、介護保険事業計画や介護保険特別会計の歳入に影響が出ないよう、介護保険法施行令の一部が今回、改正され、令和8年度の介護保険料の算定にあたっては、令和7年度税制改正前と同様となるよう調整して算定することになりました。これにより、令和8年度が住民税非課税であっても、介護保険料の算定では10万円の引き上げの範囲内で住民税課税として算定を行うケースが出てまいります。こういったケースで保険料に影響がでる方については、特例減免を行い、非課税の場合の保険料と同様とする旨、また、特例減免を行う際は、申請が不要となる旨が示されております。本案は、この特例減免の内容を受けた条例の改正となります。

議案等説明資料9の18ページをご覧ください。

改正内容ですが、今回の特例減免に対応できるよう、第13条第1項に5号「前各号に掲げるもののほか、特別の理由があること。」を加えます。

次に、申請によらず減免を受けられるよう、第13条第2項に「ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。」のただし書きを加えます。

また、附則において、この条例の施行期日を令和8年4月1日からとします。

以上、「議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第11号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと
思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第11号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

午前中の議事はここまでとし休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

**日程第 18 議案第12号 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（泉浩壽君）「日程第18 議案第12号 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第12号 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
を改正する条例」につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金
等支給審査委員会を設置いたしたく、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決
定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第12号 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の41ページをお開きください。

本案は、内子町災害弔慰金の支給等に関する条例で定める災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議を行うにあたり、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。改正条文は42ページのとおりでございます。

次に、改正の概要を議案説明資料の新旧対照表でご説明いたします。19ページをお開きください。

赤で記載しております改正箇所をご覧ください。

目次中「第5章・補則（第16条）」を「第5章・内子町災害弔慰金等支給審査委員会（第16条）、第6章・補則（第17条）」に改めます。

次に、第5章を第6章とし、第4章の次に、「第5章・内子町災害弔慰金等支給審査委員会」、第16条・町の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定に基づき、内子町災害弔慰金等支給審査委員会を置く。

2、前項に規定する委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。」を加えます。

次に、下段の第16条を第17条とします。

以上、「議案第12号、内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第12号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第12号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 19 議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第19 議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、内子町内遺跡調査指導委員会、内子町文化財保存活用地域計画協議会及び内子町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の43ページをお開きください。本案は、内子町内遺跡調査指導委員会、内子町文化財保存活用地域計画協議会及び内子町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。改正条文は44ページのとおりでございます。

次に、改正の概要を議案説明資料の新旧対照表でご説明いたします。20ページをお開きください。

赤字で記載しております改正箇所をご覧ください。

埋蔵文化財等の詳細調査を推進することを目的とした「内子町内遺跡調査指導委員会」および、文化財の保存・活用に関する将来的なビジョンや具体的な事業等を定め、文化財の継承を目的とした「内子町文化財保存活用地域計画協議会」を、令和8年4月から設置します。

そのため、別表中、「内子町内遺跡調査指導委員会委員」、「内子町文化財保存活用地域計画協議会委員」の項を追加、「大学教授等（学識経験者）」及び「委員」の2区分とし、それぞれの報酬及び旅費の額を「日額15,000円」「特別職相当額」及び「日額7,000円」「一般職員相当額」といたします。

また、先ほど、内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例におきまして、災害弔慰金等支給審査委員会を設置する改正条例案をご説明させていただきましたことから、別表中、「内子町災害弔慰金等支給審査委員会委員」の項を追加し、報酬及び旅費の額を「日額15,000円」「特別職相当額」といたします。

以上、「議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第13号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第13号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 20 議案第14号 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第20 議案第14号 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第14号 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことに伴い、火入れの中止に関する事項を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第14号 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の45ページをお開きください。本案は、林野火災の予防を目的に、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことに伴い、火入れの中止に関する事項を見直すため、内子町火入れに関する条例の一部を改正するものでございます。改正条文は46ページのとおりでございます。

次に、改正の概要を議案説明資料の新旧対照表でご説明いたします。22ページをお開きください。

赤で表示しております改正箇所をご覧ください。

第14条第1項中、「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合は」に改め、同項の次に、（１）強風注意報が発表されたとき、（２）乾燥注意報が発表されたとき、（３）火災警報が発令されたとき、（４）

林野火災に関する注意報が発令されたとき、の各号を加えます。

また、第2項中「認められるとき」を「認められる場合」に改め、「強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには」を「前項各号のいずれかに該当する場合は」に改めます。

以上、「議案第14号、内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第14号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第14号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 21 議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第21 議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により被害を受けた事業者の資金繰りを支援するため、基金を創設しておりましたが、事業完了に伴い令和7年度末をもって基金を処分するため、条例を廃止するものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並み・地域振興課長（高山重樹君） 「議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

資料1 議案書の47ページをお開きください。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により被害を受けた事業者の資金繰りを支援

するため、愛媛県独自の融資を受けた方に対する利子補給に要する経費の財源に充てるため基金を創設しておりましたが、当初の目的を終えることから、当該基金条例を廃止しようとするものでございます。

本基金につきましては、令和2年11月の臨時議会において条例制定時にご説明申し上げた内容及び、条例第5条第2項の規定に基づき、令和7年度をもって処分することとしており、これに伴い「内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例」を廃止するものでございます。

なお、本条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

次に、利子補給の利用状況についてご説明いたします。

令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策資金を利用した件数は163件、融資総額18億1,890万円となっております。これに対する利子補給につきましては、対象利率を年利1%以内、対象期間を5年以内としており、利子補給総額は3,948万6千円を見込んでおります。また、基金の総額は2,860万円となっております。

以上、「議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第15号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第15号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 22 議案第16号 内子町営小田プール条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第22 議案第16号 内子町営小田プール条例を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第16号 内子町営小田プール条例を廃止する条例」につきましては、施設の老朽化及び利用者の減少により内子町営小田プールを閉鎖するため、条例を廃止するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、

ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 失礼いたしました。それでは「議案第16号 内子町営小田プール条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

資料1 議案書の49ページをお開きください。

提案理由といたしましては、施設の老朽化及び利用者の減少により内子町営小田プール条例を廃止するものでございます。

資料1 議案書の50ページに、廃止する条文を掲載しております。附則といたしまして、この条例の施行は、令和8年4月1日とさせていただきます。

次に、「資料9 議案等説明資料」の23ページにて、施設の位置等についてご説明いたします。内子町営小田プールは、状況写真のとおり、立石プール、参川プール及び上川プールの3箇所から構成されております。いずれも地元自治会や利用者と十分協議を行い、施設の老朽化や利用者の減少などの理由から、立石プール及び上川プールについては令和28年度から、参川プールについては、本年度、令和7年度から施設利用を中止していることから本条例について議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第16号」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第16号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第16号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 23 議案第17号 内子町小田体育館条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第23 議案第17号 内子町小田体育館条例を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第17号 内子町小田体育館条例を廃止する条例」につき

ましては、施設の解体撤去に伴い、条例を廃止するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） それでは、「議案第17号 内子町小田体育館条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

資料1 議案書の51ページをお開きください。

提案理由といたしましては、内子町小田体育館の解体撤去が完了したため、内子町小田体育館条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

「資料1 議案書」の52ページに、廃止する条文を掲載しております。附則といたしまして、この条例の施行は、令和8年4月1日とさせていただきます。

次に「資料9 議案等説明資料」の24ページにて、施設の位置等についてご説明いたします。

内子町小田体育館は、解体前、愛媛県立内子高等学校小田分校敷地に隣接した、添付している左の写真の体育館でございまして、建築後62年が経過し、老朽化が進んでいることから、令和7年12月に解体撤去工事を行い、完了いたしました。現在は、添付している右の写真、解体後のとおり、更地となっていることから、本条例について議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第17号」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第17号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第17号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 24 議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第24 議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例」につきましては、地域審議会の設置期間を経過したため、条例を廃止するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、新町建設計画の進捗状況など、まちづくりにおける重要事項を定期的に審議することを目的に、町の合併の日から平成27年3月31日までの間、旧町ごとに設置しておりました。すでに地域審議会の設置期間を経過していることから、同条例を廃止するものでございます。

54ページに廃止条例案を掲載しております。また、附則において、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上「議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第18号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第18号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 25 議案第19号 内子町斎場の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第25 議案第19号 内子町斎場の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第19号 内子町斎場の指定管理者の指定」につきまして、その内容を住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（橋本一恵君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 橋本住民課長。

〔橋本一恵住民課長登壇〕

○住民課長（橋本一恵君） 議案書1の55ページをお開きください。議案第19号内子町斎場の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書中段の、1、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称は、藤華苑、所在地は、内子町寺村2478番地7でございます。続いて、2の指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称は合同会社愛ハート、所在地は、内子町寺村2572番地でございます。

次に、3、指定の期間でございますが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とするものです。合同会社愛ハートは、1月に設立された法人ではございますが、これまでも本施設の指定管理者として携わっていた方が代表となり、施設の管理に精通した職員を引き続き雇用することから、安定的かつ適正な管理運営を継続して行うことが見込まれます。

2月5日開催の指定管理者選定委員会の審議により、指定管理者の候補者に決定いただいたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施設の位置につきましては、議案説明資料の25ページの指定管理者施設位置図に記載をしておりますので、お目通しください。

以上、「議案第19号内子町斎場の指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第19号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第19号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定をしました。

日程第 26 議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 27 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、

○議長（泉浩壽君） 「日程第26 議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について」、及び「日程第27 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、以上2件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について」、「議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、以上2件につきましては、過疎地域における住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正に寄与するため、また、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を図るために必要な財政上の特別措置を受けて、辺地とその他の地域との間における格差是正を図るため計画を策定することにつき、議会の議決を求めるもので、関連がございますので一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） それでは、「議案第20号」及び「議案第21号」は、計画の策定で関連がございますので一括してご説明をさせていただきます。

議案書1の56ページをお開きください。

「議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定」につきましては、令和3年4月に施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」で、人口減少率及び財政状況が特に厳しい市町村が、持続的発展に関する目標を設けた計画を策定し、計画に基づき達成状況を評価しながら過疎対策に取り組む場合に、10年間に限り、過疎債の借り入れができることになっています。過疎債は、充当率100%、交付税の基準財政需要額に70%が算入されるという大変有利な起債でございます。

内子町ではこの法律に基づき令和3年4月に策定しました「内子町過疎地域持続的発展計画」が令和8年3月31日で終了することから、引き続き持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するため、新たな計画を策定するものです。計画の内容は、計画期間を5年間延長し、令和12年度までとしています。

また学校施設のLED回収や体育館の空調整備、防災対策の強化などを追加し、併せて統計データ等については、現段階での時点修正を行いました。愛媛県とも当該計画の協議を行い、

昨年12月に最終の承認をいただいております。計画書につきましては議案書3に掲載しておりますのでお目通しいただきたいと思います。

次に、議案書1の57ページをお開きください。「議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律の規定により、公共施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るための計画です。計画期間を令和8年度から12年度までの5か年とし、8辺地のうち、3辺地で従来の計画内容の延長または集会所整備を追加して整備計画を進めるようにしています。

愛媛県とも当該計画の協議を行い、今年1月に最終の承認をいただいております。計画につきましては議案書4に掲載しておりますのでお目通しいただきたいと思います。

以上、「議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について」および、「議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第20号」及び「議案第21号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第20号」、「議案第21号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 28 議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について

日程第 29 議案第23号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 30 議案第24号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 31 議案第25号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 32 議案第26号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 33 議案第27号 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について

日程第 34 議案第28号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について

て

日程第 35 議案第29号 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（泉浩壽君） 「日程第28 議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」、「日程第29 議案第23号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第30 議案第24号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第31 議案第25号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「日程第32 議案第26号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第33 議案第27号 令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第34 議案第28号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」、「日程第35 議案第29号 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、以上8件を、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」、「議案第23号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第24号 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第25号 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」、「議案第26号 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第27号 令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」、「議案第28号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」、「議案第29号 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、以上8件につきまして一括してご説明申し上げます。

議案書5「補正予算関係」説明いたしますので、お手元にご用意ください。

まず水色の仕切り「議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明いたします。

1ページをお開きください。

「令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,988万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を127億9,962万4千円と定めるものでございます。前年度の3月補正予算と比較して、3億3,786万4千円、率にして2.7%の増となっております。

9ページをお開きください。

10ページにかけて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、第2表繰越明許

費に定めております。

11ページをお開きください。

第3表として、地方債の補正を定めております。

16ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の部の表中、右側に補正予算の財源を示しております。

その内訳につきましては、国・県支出金6,968万円の減額、地方債2,460万円の増額、その他特定財源3億7,021万4千円の増額、一般財源5億5,502万1千円の減額となっております。

今回の補正は、事業費の決算見込み財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。

それでは主な補正について、ご説明させていただきます。

まず歳入でございます。

17ページをお開きください。下段でございます。

9款1項1目地方交付税でございます。令和7年度普通交付税について、国の補正予算(第1号)により地方交付税総額が増額したことを受け再算定が行われ、決定されました。内子町においては1億8,308万1千円増額し、地方交付税は51億1,297万4千円となります。

21ページをお開きください。中段でございます。

13款2項7目教育費国庫補助金でございます。学校施設トイレ環境等整備に対して学校施設環境改善交付金が採択されましたので、3,029万4千円を増額しております。

次に、26ページをお開きください。中段でございます。

17款1項1目基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金から減債基金繰入金に財源補正し、公共施設整備基金繰入金、一般廃棄物処理施設維持管理基金繰入金、森林環境譲与基金繰入金などの目的基金において減額を行い、総額4億6,508万6千円の減額をしております。

28ページをお開きください。

20款1項「町債」でございます。令和7年度地方債計画を上回っていることから過疎対策事業債及び辺地対策事業債の圧縮調整が発生しております。よって過疎対策事業債及び辺地対策事業債にかかる事業債を減額しております。また学校施設トイレ環境等整備に対しての特定財源を除いた事業費に対して小学校整備事業債5,990万円で財源確保します。

続きまして、主な歳出です。

48ページをお開きください。中段でございます。

6款2項2目林業振興費の18節負担金補助及び交付金の補助金でございます。イノシシ等の有害鳥獣の捕獲量減により有害鳥獣捕獲奨励金1,385万4千円、木質バイオマス

材搬出促進事業の実績により450万円を減額するなど、総額3,135万7千円を減額しております。

次に、54ページをお開きください。下段でございます。

9款1項3目消防施設費でございます。田渡分団第2部詰所及び小田分団第3部消防車庫新築工事を進め入札減少金367万8千円を減額しております。

次に、56ページをお開きください。中段でございます。

10款1項3目教育諸費の14節工事請負費でございます。内子小学校キュービクル改修工事及び天神小学校屋上防水改修工事の入札減少により56万1千円を減額し、内子小学校及び立川小学校トイレ改修工事9,846万1千円を計上しております。

次に、66ページをお開きください。

13款1項1目基金費でございます。普通交付税の増額の一部を減債基金へ積み立てるとともに基金利子をそれぞれ各基金に積み立てますので総額3,045万円を増額しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第23号令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

1ページをお開きください。

「令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,745万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、17億6,945万1千円としております。

続きまして、紫色の仕切り、「議案第24号令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお開きください。

「令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ585万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,792万9千円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第25号令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

1ページをお開きください。

「令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ7,327万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億8,361万7千円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、「議案第26号令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお開きください。

「令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ5万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,428万1千円としてお

ります。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第27号令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」でございます。

1ページをお開きください。

「令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ699万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,252万円としております。

続きまして、浅葱色の仕切り、「議案第28号令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）」でございます。

1ページをお開きください。

第2条「収益的収入及び支出」の補正でございます。収入については、営業収益において水道使用料の収入見込みが減少したため605万円の減額、営業外収益において減価償却に係る財源が確定したため42万9千円の減額としております。支出については、営業費用において修繕費・動力費等の支出見込みが減少したため1,058万3千円の減額、営業外費用において借入利息決定したため562万1千円の増額としております。

2ページをお開きください。

第3条「資本的収入及び支出」の補正でございます。収入については、国の令和7年度補正予算を活用し、小田地区基幹改良事業等を前倒して実施するため、企業債8,910万円、補助金1億3,133万3千円の増額としております。支出についても同様に、小田地区基幹改良事業等を実施するため3億3,300万円の増額としております。

続きまして、同じく浅葱色の仕切り、「議案第29号令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

1ページをお開きください。

第2条「収益的収入及び支出」の補正でございます。収入については、営業収益において下水道使用料の収入見込みが減少したため250万円の減額、営業外収益において維持管理に係る補助金が減少したため1,090万3千円の減額としております。支出については、営業費用において減価償却費が減少したため1,184万円の減額、営業外費用において消費税納付見込みが減少したため156万3千円の減額としております。

次に、2ページをお開きください

第3条「資本的収入及び支出」の補正でございます。収入については、補助事業の内示減のため、企業債880万円、補助金1,947万円それぞれ減額してしております。支出についても同様に内示減による事業費減のため3,850万円の減額としております。

以上、簡単ではございますが、「議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）」から「議案第29号 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件につきましてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第22号」から「議案第29号」までの補正予算8議案は予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。よって「議案第22号」から「議案第29号」までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定をしました。

ここで、 暫時休憩をします。

午後2時10分から再開します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 36 議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算について

日程第 37 議案第31号 令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 38 議案第32号 令和8年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第 39 議案第33号 令和8年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第 40 議案第34号 令和8年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第 41 議案第35号 令和8年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について

日程第 42 議案第36号 令和8年度内子町水道事業会計予算について

日程第 43 議案第37号 令和8年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（泉浩壽君） 「日程第36 議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算について」、「日程第37 議案第31号 令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」、「日程第38 議案第32号 令和8年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「日程第39 議案第33号 令和8年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「日程第40 議案第34号 令和8年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「日程第41 議案第35号 令和8年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」、「日程第42 議案第36号 令和8年度内子町水道事業会計

予算について」、「日程第43 議案第37号 令和8年度内子町下水道事業会計予算について」、以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算について」、「議案第31号 令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」、「議案第32号 令和8年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」、「議案第33号 令和8年度内子町介護保険事業特別会計予算について」、「議案第34号 令和8年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」、「議案第35号 令和8年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」、「議案第36号 令和8年度内子町水道事業会計予算について」、「議案第37号 令和8年度内子町下水道事業会計予算について」、以上8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

その概要を議案説明資料によりご説明いたしますので、お手元にご用意ください。

26ページをお開きください。

はじめに「議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算について」でございます。

令和8年度も、第3期内子町総合計画において「町並み、村並み、山並みが美しく、持続的に発展するまち」を将来像として掲げ、まちづくりを進めていきます。そして、私の公約として掲げる事業の推進としまして、商工業・観光づくり、教育への支援、農林業づくり、防災・安全安心づくり、魅力ある風景や生活の基盤整備、これらを主要施策として予算化しております。

一般会計の予算は、歳入歳出の総額を、それぞれ111億5,000万千円といたしております。前年度比11億2,000万円、率にして11.2%の増でございます。

表中右側に財源を示しておりますが、国県支出金16億3,547万3千円、地方債4億6,840万円、その他特定財源17億6,169万3千円、一般財源72億8,443万4千円としております。

27ページをお開きください。左側です。商工業・観光づくりとしまして、小田深山の拠点を整備します。溪谷エリアに年間30,000人が訪れる賑わい溢れる空間にするためには、安定した自己水源を確保する必要があります。小田深山溪谷施設水道整備工事に3,599万2千円を計上しております。財源は、公共施設整備基金繰入金3,590万円、一般財源9万2千円としております。

また、愛媛県もPRしていただいている四国最長1,200mのロングコースを有するソルファオダスキーゲレンデに多くのスキー客が集まるように施設整備を行います。第2リフト支曳索等交換工事に、1,288万1千円、スキー場駐車場進入路舗装工事に292万6千円を計上しております。財源は公共施設整備基金繰入金1,580万円、一般財源7千

円としております。

次に観光拠点の機能強化であります。歴史的風致形成建造物を保存活用し、交流人口の拡大を促進するため、旧森家米蔵の内装工事を行い、地域住民と来訪者が交流できる場にしてまいります。

旧森家米蔵内装工事に833万2千円を計上しております。財源は、一般財源833万2千円としております。

また、内子町観光振興計画に位置付けていますネイチャーツーリズムにおいては、紅葉ヶ滝での滝打たれ体験を推進するため、紅葉ヶ滝公園遊歩道整備工事に154万円を計上しております。財源は公共施設整備基金繰入金150万円、一般財源4万円としております。

同ページ、右側です。教育への支援としましては、教育環境を充実させるため、町内小・中学校の体育館に空調施設を整備していきます。体育館空調は、熱中症の防止や災害時の避難環境の改善といった「安全性」、「防災性」を確保するために非常に重要です。そのため体育館空調導入ロードマップを作成し、計画的に整備を進めてまいります。内子中学校体育館空調実施設計委託に910万8千円を計上しております。財源は、公共施設整備基金繰入金910万円、一般財源8千円としております。

物価高騰で子育てに対する保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童・生徒・高校生の健全な育成を支援するために小学生2万5千円、中学生6万円、高校生7万円を限度額として、修学旅行費補助に1,790万8千円を計上しております。財源は、一般財源1,790万8千円としております。

2027年度末で蛍光灯の製造及び輸出入が禁止となるため、蛍光灯からLED照明へ切り替えていきます。そのため、学校施設LED化設計委託に1,518万円を計上しております。財源は、公共施設整備基金繰入金1,500万円、一般財源18万円としております。

令和6年度末で閉園しました内子幼稚園の多角的な利活用について検討を重ねた結果、学校に通えず自宅に閉じこもったり、休みがちな子どもたちが学習や体験活動を通じて、自分自身に活力を取り戻すための施設である、教育支援センター「ふれあいルーム」を整備します。また、紙おむつ、ミルク、乳幼児ベッドなどを備蓄し、災害時の避難所として機能する母子福祉施設所としても活用します。そのため、旧内子幼稚園改修設計委託に324万5千円を計上しております。財源は、一般財源324万5千円としております。

同ページ、下段です。農林業づくりとしまして、農業の生産性向上を目指し農家の支援を行います。地域農業の担い手として経営発展の取り組みを行う農業経営体を支援し、労働力不足等の課題に対応するために、新たな技術を活用した農業用機械の導入を支援します。令和6年度より町単独事業として進めていますが、令和8年度は国の交付金を活用し、補助枠を増加させます。農業機械施設整備事業補助に1,725万円を計上しております。財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,700万円、一般財源25万円としております。

28ページをお開きください。

左側です。防災・安全安心づくりとしまして、持続可能な消防施設の整備を行います。国民の生命及び財産を火災や水害、地震等の災害から守っていただいている消防団員の拠点となります消防詰所を整備します。五城分団第2部消防詰所新築工事に2,500万3千円を計上しております。財源は、緊急防災・減災事業債2,400万円、一般財源100万3千円としております。五十崎分団第1部消防詰所設計委託に179万3千円を計上しております。財源は、一般財源179万3千円としております。

地震等の災害に備え、日常生活に必要な食品や生活用品、医療薬品を備蓄します。災害医療等の備蓄品の購入に456万9千円を計上しております。財源は、災害対策基金繰入金450万円、一般財源6万9千円としております。

災害時には「自助」「共助」「公助」の3つが連携しながら機能することが必要ですが、まず自分の命は自ら守るため、自宅の耐震診断・耐震化・耐震シェルターについて考えてほしいと思っております。木造住宅耐震改修事業委託補助に2,148万2千円を計上しております。財源は、住宅・建築物耐震改修等事業費国庫補助金994万1千円、住宅・建築物耐震改修等事業費県補助金492万5千円、一般財源661万6千円としております。

同ページ、右側です。魅力ある風景や生活の基盤整備としまして、景観・歴史的風致維持向上を目指します。令和6年度から保存修理を開始しています内子座ですが順調に工事は進んでおります。継続費を設定し、内子座保存修理監理委託・工事に2億6,249万3千円を計上しております。財源は、重要文化財建造物等保存修理強化対策事業費補助金1億7,118万4千円、過疎対策事業債9,130万円、一般財源9千円としております。

次に愛着ある地域を目指すため、自由な外出機会の創出から地域活性化につながる仕組みを作ります。自宅近くから目的地まで、予約に応じて複数の利用者が乗り合いで移動する交通サービス「チョイソコうちこ」及び地域の皆さんがドライバーとして支え合う「共助型ライドシェア」の実証運行を開始しましたが、本格的に導入してまいります。

チョイソコうちこ委託・共助型ライドシェア委託に1,660万4千円を計上しております。財源は、地域振興基金繰入金1,640万円、一般財源20万4千円としております。

まちづくりの拠点施設である自治会館を計画的に整備してまいります。東沖自治会館新築工事監理委託に330万円、東沖自治会館新築工事に1億3,217万6千円、東沖自治会館解体工事設計委託に282万7千円を計上しております。財源は、過疎対策事業債1億3,500万円、公共施設整備基金繰入金280万円、一般財源50万3千円としております。

内子町公営住宅等長寿命化計画に基づき、各地区における公営住宅等の需給状況を見計らいながら、人口・世帯数等に応じた供給をしております。柿原団地第1期新築工事設計委託に1,039万5千円を計上しております。財源は、公共施設整備基金繰入金1,030万円、一般財源9万5千円としております。

続きまして特別会計をご説明いたします。29ページをお開きください。

はじめに「議案第31号 令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」でございます。

国民健康保険事業は、被保険者の減少や医療給付費の増加により、令和7年度に保険税率の改正を行いました。一人当たりの医療費が増加傾向から減少に転じ、県への納付金が令和6年度から大幅な減額となったことなどから、国保税で賄うべき費用が減少する見込みであるため、国保税率を引き下げて加入者の負担軽減を図るものでございます。

今後も医療費の動向を注視しながら医療の適切な取組に安定した財政運営に努めてまいります。

令和8年度の当初予算につきましては、前年度比625万円、率にして0.4%減の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億5,779万8千円といたしております。

続きまして、「議案第32号 令和8年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」でございます。

後期高齢者医療保険事業は、75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、愛媛県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営に努めております。

令和8年度の当初予算につきましては、前年度比4,206万1千円、率にして13.9%増の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億4,439万1千円といたしております。

30ページをお開きください。

続きまして、「議案第33号 令和8年度内子町介護保険事業特別会計予算」でございます。

介護保険事業は、令和5年度に第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）でございますが、これを策定をし、保険料の見直しなどを行い3年目を迎えます。介護給付費の増加などもあり、保険料を引き上げましたが、所得段階を多段化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図っております。

また、高齢者の自立支援や重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築して参ります。

令和8年度の当初予算につきましては、前年度比856万1千円、率にして0.3%減の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、28億5,411万6千円といたしております。

続きまして、「議案第34号 令和8年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算」でございます。

介護保険サービス事業につきましては、要支援認定を受けた方に対する介護予防支援業務にかかる予算として、令和8年度の当初予算につきましては、前年度比115万8千円、率にして8.2%増の予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,529万4千円といたしております。

31ページをお開きください。

続きまして、「議案第35号 令和8年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算」で
ございます。

内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理運営等の経費と
して、小田寮の光熱水費や、給食提供に係る委託料を計上しております。また、県外生帰省
時の旅費補助等により入寮しやすい環境を構築していきます。

令和8年度の当初予算につきましては、前年度比109万2千円、率にして2.4%減の
予算編成となり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4,532万7千円といたしております。

次に、企業会計をご説明いたしますので、議案書8をお手元にご用意ください。

1ページをお開きください。

はじめに、「議案第36号 令和8年度内子町水道事業会計予算」でございます。

令和8年度の業務予定量につきましては、給水戸数6,693戸、年間給水量147万8,
000^m、一日平均給水量4,049^mを見込んでおります。主な建設改良事業といたしま
して、鵜川地区水道悠久地域解消事業等がございます。

2ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を、2億7,710万4千円、
営業外収益を1億6,891万5千円、事業収益の総額を4億4,604万1千円と見込ん
でおります。

支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億8,904万円、企業債償還利息等の営業外
費用が3,968万2千円で、水道事業費用の総額は、4億3,084万2千円を計上して
おります。支出の総額は昨年度と比較しまして0.9%の増となっております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等
を含め、3億1,405万9千円を計上しております。支出は、建設改良費として2億1,1
90万円、企業債償還金として1億4,931万円を計上しています。

資本的支出の総額は、4億6,321万円を見込んでおり、対前年比21.7%の増とな
っております。

最後に、「議案第37号 令和8年度内子町下水道事業会計予算」でございます。

1ページをお開きください。

令和8年度の業務予定量につきましては、接続戸数1,874戸、年間総排水量51万3,
656^m、一日平均排水量1,407^mを見込んでおります。主な建設改良事業といたしま
して、浄化センター改築更新事業等がございます。

2ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を、9,031万円、営業外
収益を1億9,150万5千円、事業収益の総額を2億8,182万5千円と見込んでおり
ます。

支出は、減価償却費も含めた営業費用が2億6,838万1千円、企業債償還利息等の営

業外費用が、1,304万4千円で、下水道事業費用の総額は、2億8,182万5千円を計上しております。支出の総額は昨年度と比較しまして4.4%の減となっております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。収入は事業実施に伴う企業債及び補助金等を含め、2億2,956万3千円を計上しております。

支出は、建設改良費として1億7,801万9千円、企業債償還金として1億597万3千円を計上しています。資本的支出の総額は、2億8,399万2千円を見込んでおり、対前年比43.6%の増となっております。

以上、「議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算について」から「議案第37号 令和8年度内子町下水道事業会計予算について」ご説明致しました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第30号」から「議案第37号」までの令和8年度予算8議案は予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第30号」から「議案第37号」までの令和8年度予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 45 議案第39号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 46 議案第40号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 47 議案第41号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 48 議案第42号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 49 議案第43号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 50 議案第44号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 51 議案第45号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 52 議案第46号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 53 議案第47号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 54 議案第48号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 55 議案第49号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 56 議案第50号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 57 議案第51号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 58 議案第52号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 59 議案第53号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 60 議案第54号 内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（泉浩壽君） 「日程第44 議案第38号」から「日程60 議案第54号」までの内子町農業委員会委員の任命につき同意を求める」について、17議案を一括議題とします。
提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の58ページをお開きください。

議案38号から74ページの議案第54号までの、内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、一括して提案理由をご説明申しあげます。

本案は、令和8年4月30日をもって任期満了となります農業委員17名の後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、各候補者について順次ご説明申し上げます。

初めに、「議案第38号」、力石忠氏でございます。力石忠氏は、内子町宿間にお住まいです。認定農業者等に準ずる者であり、令和2年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、次のページでございます。「議案第39号」、森敬造氏でございます。森敬造氏は、内子町平岡にお住まいです。認定農業者であり、令和5年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。また、現在、柿原自治会長もお務めになられています。

次に、「議案第40号」、永見桂子氏でございます。永見桂子氏は、内子町重松にお住まい

です。認定農業者等に準ずる者であり、果樹を中心とした農業経営に従事されております。

次に、「議案第41号」、福岡富恵氏でございます。福岡富恵氏は、内子町上田渡にお住まいです。令和5年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第42号」、稲田由美子氏でございます。稲田由美子氏は、内子町五百木にお住まいです。認定農業者であり、令和5年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第43号」、福本弘和氏でございます。福本弘和氏は、内子町立山にお住まいです。会社を退職後、農業に従事されており、野菜や果樹を栽培されています。

次に、「議案第44号」、永田盛雄氏でございます。永田盛雄氏は、内子町川中にお住まいです。令和5年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第45号」、村上増夫氏でございます。村上増夫氏は、内子町内子にお住まいです。令和5年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第46号」、宮内康都氏でございます。宮内康都氏は、内子町城廻にお住まいです。平成26年5月1日から現在まで同委員及び農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第47号」、崎本修一氏でございます。崎本修一氏は、内子町立石にお住まいです。認定農業者であり、JAえひめ中央で勤務された後、専業農家として果樹を中心とした農業経営をされています。

次に、「議案第48号」、山本幸一氏でございます。山本幸一氏は、内子町上川にお住まいです。令和7年4月25日から現在まで農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。また、現在、上川自治会長もお務めになられています。

次に、「議案第49号」、道岡定茂氏でございます。道岡定茂氏は、内子町臼杵にお住まいです。認定農業者であり、令和2年5月1日から現在まで農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第50号」、稲田誠司氏でございます。稲田誠司氏は、内子町五百木にお住まいです。認定農業者であり、令和2年5月1日から現在まで同委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第51号」、福井政喜代氏でございます。福井政喜代氏は、内子町大瀬北にお住まいです。認定農業者であり、令和5年5月1日から現在まで農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第52号」、松本丈弘氏でございます。松本丈弘氏は、内子町大瀬中央にお住まいです。令和2年5月1日から現在まで農地利用最適化推進委員としてご活躍でございます。

次に、「議案第53号」、上田雄一郎氏でございます。上田雄一郎氏は、内子町河内にお住まいです。認定農業者であり、果樹栽培を中心とした農業経営をされています。

次に、「議案第54号」、紙田寿之氏でございます。紙田寿之氏は、内子町五十崎にお住ま

いです。会社員のかたわら農業にも従事されており、水稻栽培をされています。

以上、議案第38号から議案第54号まで一括してご説明致しました。

いずれの方々も地元自治会からご推薦されており、地域の信頼も厚く、農業に関する識見を有しておられることから、農業委員として適任であると存じますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（泉浩壽君） 説明が終わりました。お伺いします。

議案第38号から議案第54号までの人事案件について、地方自治法第117条に規定する親族、つまり父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹がいる場合、議員に除斥を求めることとなります。該当される議員はおられますか。

〔該当なし〕

○議長（泉浩壽君） 該当する議員は、おられないことを確認しました。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

○議長（泉浩壽君） 本案は人事案件でございますので、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って討論を省略し、ただちに採決に入ります。

採決は、「議案第38号」から「議案第54号」まで、内子町農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについて、17議案を一括で行います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

それでは、採決に入ります。「議案第38号」から「議案第54号」まで、農業委員会委員の任命につき、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第38号」から「議案第54号」までは原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 6 1 議案第 5 5 号 内子町監査委員の選任について

○議長（泉浩壽君） 「日程第61 議案第55号 内子町監査委員の選任について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の75ページをお開きください。

「議案第55号 内子町監査委員の選任」につきましては、内子町監査委員である赤穂英一氏が、令和8年3月31日任期満了となるため、その後任として、山崎公紀氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

山崎氏は、昭和43年2月15日のお生まれで、内子町内子849番地にお住まいでございます。平成2年4月、愛媛県農業協同組合中央会に採用されてから、営農農政部や総務部で勤務し、その後監査部にて主に農協の監査業務を担当されました。その後JA愛媛中央会教育センター長を歴任され、令和元年3月に退職されました。ご退職後は、農業に従事され、山崎農園を経営されておられます。また、自治会事務局や区長として地域活動にも積極的に参加されており、地域住民からの信頼も厚い方でございます。人格・識見ともに申し分ないことから、内子町監査委員として適任であると存じます。

なお、任期は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思っております。これに、ご異議はありますか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

○議長（泉浩壽君） 本案を原案のとおり、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって本案は原案のとおり同意することに決定をしました。

日程第 6 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（泉浩壽君） 「日程第62 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 議案書1の76ページをお開きください。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員である 實泉武徳氏が令和8年6月30日で任期満了を迎えるため、その後任として西岡健二氏が人権擁護委員候補者に推薦致したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

西岡氏は、昭和37年12月28日のお生まれで、内子町石畳2500番地にお住まいで

ございます。

西岡氏は、内子町役場職員、内子町社会福祉協議会事務局長として地域、住民の諸問題に関わった経験から人権に関する知識と教養を持ち備え、福祉分野においても精通しており地域づくりの礎となった有志による「石畳を思う会」をはじめ、自治会等地域活動にも積極的に取り組み、住民からの信頼も厚く高い人格・識見を備えていることから人権擁護委員に適任であると存じます。

なお任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3カ年でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（泉浩壽君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

○議長（泉浩壽君） 「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、本案は、これを適任とすることに決定しました。

○議長（泉浩壽君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、会期末3月18日の本会議でお願いします。

明日4日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

午後 2時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和8年3月第154回内子町議会定例会

令和8年3月第154回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和8年3月3日（火）

○開会年月日 令和8年3月4日（水）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第3号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程通告

日程第3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、森永和夫議員、8番、菊地幸雄議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております「議事日程（第3号）」のとおりであります。

ここで、日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

昨日、すでに提案理由の説明が終わっております「議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」説明資料に誤りがあったため、訂正したい旨の申し出がありました。これを許可し、提出者の再説明を許します。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） お許しをいただきましたので、昨日、上程いたしました「議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」の提案理由説明に関し、議案説明資料の一部に誤りがございましたので、訂正のうえ、お詫びを申し上げます。

「議案第6号 内子町営住宅条例新旧対照表」をご覧ください。

上段に訂正前を、下段に訂正後を掲載してございます。

訂正前の下段の附則を誤って「この条例は公布の日から施行する」と記載しておりましたが、正しくは訂正後、下段の、下段のとおり「この条例は令和8年4月1日から施行する」でございました。

今後、このようなことがないよう、資料作成にあたっては細心の注意を払ってまいり所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

以上、「議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」議案説明資料の修正の報告とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） ただ今の説明のとおり、提出資料の訂正を受理することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、本件については、お手元の正誤表のとおり受理することに決定いたしました。

これより議事日程に従い、議事を進めます。

日程第 3 一般質問

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 一般質問」に入ります。

第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示盤でご確認ください。要点を簡潔に要領よくまとめ質問されますよう議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

本日の質問者は5名です。

それでは、受付順に質問を許します。

「日程第3 一般質問」に入ります。

質問は一問一答とします。議員の発言時間は、会議規則 失礼いたしました。

○議長（泉浩壽君） 最初に、酒井勝也議員の発言を許します。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

〔酒井勝也議員登壇〕

○1番（酒井勝也君） 1番、酒井勝也です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日は、「2030年問題」を見据えた、相続時代の空き家対策と移住定住の推進について、町長の所信をお伺いいたします。

あと数年で2030年を迎えます。この年は、国内人口の3人に1人が65歳以上となり、労働人口の急減が社会インフラに深刻な影響を与える2030年問題の節目です。これは同時に、団塊の世代からその子世代に、かつてない規模で資産が移転する大相続時代の本格的な到来を意味します。

内子町において懸念されるのは、家、土地の相続問題です。現在、町内では、一人暮らし

の高齢者が増えており、元気なうちは良いのですが、家族間での意思の疎通が図られないまま相続が発生し、誰も住まない家、あるいは、誰のものか分からない家が放置されるケースがあると聞きます。また、町外に住む相続人にとっても実家の管理は重荷となりがちですが、これを地域資源として活用できれば、町にとっては移住者の受け皿になり、所有者にとっては資産になります。

本日は、縮充社会において、個人の資産を地域の負債にしないための対応、個人の資産を地域の負債にしないために、空き家バンクの充実、所有者への働きかけ、選ばれる環境と組織づくりの3点を質問いたします。

まず1点目、空き家バンクの現状と登録増の対策について伺います。

移住者希望にとって、空き家バンクは最初に見るショーケースです。しかし、選択肢が少なければ、その時点で内子町は候補から外れてしまいます。現在、内子町の空き家バンクに登録されている物件は20戸程度と認識しています。内子町に住むための住居を探している方にとって、この20戸という選択肢は十分と言えるでしょうか。条件に合うものがなければ、その時点で内子町は候補から遠のいてしまいます。

次年度からの内子町過疎地域持続的発展計画にあるように、比較検討できる市場をつくるために、常時40戸から50戸程度の登録を目指して、増やす必要があると考えます。そこで、これまでの成約件数などの実績と、現在、登録が伸び悩んでいる要因、そして今後どのような方法で今より登録物件を増やすのか、町長の現状認識について伺います。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

空き家バンクの実績でございますが、本町では、平成21年度から取り組みを始め、これまでに86件を登録、現在50件の契約が整っている状況でございます。

空き家バンクの登録件数につきましては、社会的な認知もあり、年々増加傾向にあるものの、まだまだ登録件数が十分ではないという認識を持っており、物件所有者に対する空き家バンク制度の周知不足が一番の原因と分析しているところです。

また、相談はあるものの、空き家になってから長い時間が経過し、古く、大規模改修が必要なことが原因で登録に至らない物件が少なからずあることも、原因のひとつと考えております。

今後につきましては、令和8年度の固定資産税納税通知書に空き家バンク制度を紹介したチラシを同封し、制度の周知を強化する予定としております。

また、相談を行うなかにおいて、空き家バンクに登録したい物件所有者が家財処分等を行う場合に、その費用を支援する空き家有効活用促進補助制度の紹介するなど、制度の周知と支援事業の紹介を並行して行い、登録物件の増加に向けた取り組みを行うこととしており

ます。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） ご答弁ありがとうございます。

今後、やはり数を増やすには、現在のやり方では、情報の収集や管理に限界があると思われます。貸したい、売りたいという潜在的な空き家は多いはずですので、空き家バンク登録のハードルをどう下げていくか。そのなかで、単に数が増えればいいというわけではなく、市場価格とかけ離れた希望価格であったり、相続登記が未了のために成約できない物件があると聞きます。これはいくら登録数が増えても成約につながりません。

そこで、地域の不動産業者や司法書士の方と連携を強化すべきです。なかでも、生活拠点の整備区域の範囲を重点的に進めることによって、縮充社会に対応した方向性が進みやすくなるのではないのでしょうか。

例えば、バンク登録を前提とした物件には、不動産業者による価格査定のコストや司法書士による相続登記の手数料を町が一部助成する制度を作るなど、そういうことで専門家が動くインセンティブが生まれ、所有者も適正価格を知ること、商品としてすぐ売れる、貸せる空き家がバンクに並ぶと考えられます。質と量、両方を確保するために、専門家の力を借りる仕組みを作るべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） ただ今のご質問にお答えいたします。

まず、不動産業者や司法書士への手数料の一部助成の件についてでございますが、確かに、そういった支援により受益者の費用負担軽減を図ることはできますけれども、現在、空き家バンクの登録事務やマッチングを行うなかで、不動産業者や司法書士へ支払う手数料がネックとなり登録や契約が進まないといった相談は受けておりませんので、補助金があることによる効果につきましては、非常に限定的なものと捉えております。従いまして、議員ご提案の不動産事業者等へ支払う手数料の助成制度については、今のところ考えておりません。

次に、専門家と協力する仕組みの導入についてでございますが、現在、不動産業者等とは、所有者の登記名義を変更しなければならない場合、所有者が遠くに住まわれている場合、また、賃貸借契約や売買契約を締結する場合など、必要に応じて、町内の不動産業者を紹介する形でご協力をいただいているところです。

加えて、不動産事業者自らが管理する物件を空き家バンクへ登録されている例もございます。ご承知のとおり、本町の空き家バンク制度の趣旨は、地域活動に協力していただける方、地域の担い手になっていただける方に利用していただく制度であり、我々もこのことを

一番重要視して相談を行っております。

具体的には、物件の登録希望者や物件の内覧希望者には丁寧に制度の趣旨を説明し、理解していただくよう努めるとともに、場合によっては、地域の自治会長さんや区長さんなど、地域のキーマンとなる方に直接会っていただき、暮らしのイメージを深めていただくようなことも行っており、こうした取り組みは職員が担うべきことと考えております。

従いまして、必要な場面に応じて、不動産事業者等と連携や連絡、調整をさせていただきながら空き家バンクの円滑な運用ができておりますので、今のところ、改めて新たな仕組みを導入する予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） 先程の件なんです、今のバンク登録されている建物なんです、とても市場価格とのかけ離れがあるように思われます。どうしても、物件をお持ちの方は自分が購入した価格とか、気持ちもあると思いますが、ちょっとあまりにかけ離れているところ、そういうお声かけとかを考えるのであれば、おそらく、こちらからは言いにくいと思うので、やはり不動産業者からの適正価格っていうのを伝えていただくようなことは、今後、可能でしょうか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） 今、適正価格というのは非常に難しいというところで、我々も空き家バンクの登録希望者に対しましては、売買価格の相談を我々に、職員にされることもございます。ただ我々も判断ができませんので、そういったときにはですね、不動産業者にちょっとご相談されてはどうですかとか、そういったことは、こちらの方から伝えております。そういったところで、上手く円滑にしております。

逆に、我々が見てもこの物件がこれだけ高いのかというようなものも不動産事業者の方からの登録物件でもございますが、それはもう所有者の希望だということなところもございまして、なかなかこれをコントロールするのは難しいなと感じているところです。なので、今までどおりですね、不動産事業者をちょっと紹介する形でですね、今のところは進めたいという考えでございます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） 現在の体制で、とりあえずいくということですけど、今後とも、流動性のある空き家バンクを目指して対応していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

不動産所有者への対応と高齢化の意思疎通のサポートについて伺います。

空き家放置リスクの高いのは、町外に住む相続人です。彼らにとって、実家の維持管理は

負担であり、固定資産税はデメリットでしかありません。しかし、放置すれば特定空き家に指定され、固定資産税の特例除外や過料のリスクがあることを十分に理解していない方も多いのではないのでしょうか。

先程言われましたが、固定資産税の納税通知書を最大限に利用すべきで、それを送付するなかに、所有者にとってメリット、デメリットを明確にしたチラシを同封することで、より空き家バンクなどの登録に寄与するのではないのでしょうか。

具体的には、空き家バンクに登録して賃貸、売却することで得られる収入や管理からの解放というメリットや、逆に放置することで発生する特定空き家に指定される増税のリスクや損害賠償のリスクというデメリット。これらを比較、提示し、相談窓口へ誘導してもらう。税金を払うだけの書類を資産活用を考えるきっかけに変える。この動機づけをよろしくお願いいたします。

また、現在、町内にお住まいの一人暮らしの高齢者へのサポートも不可欠です。空き家問題の根幹は、親と子の間で家の将来についての意思の疎通ができないことがあります。町として、この話し合いのきっかけを作るために、「住まいのエンディングノート」の活用を提案いたします。国土交通省のものや、独自のものでも構いません。土地、建物の情報や、将来、誰に譲りたいかといった意思を書き込めるノートを配布し、地域包括センターや福祉の窓口、あるいは地域のサロンの活動などで、職員さんが寄り添って一緒に書き込む、サポートをする。これが将来の「相続」や不動産者不明化を防ぐ一番の近道となると考えますが、所見を伺います。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員にお伝えします。

2-1と2が一緒の質問になっているようなんですが。

○1番（酒井勝也君） 先程。いいですか。

○議長（泉浩壽君） どうぞ。

○1番（酒井勝也君） 先程答えられたことも。そこは、もう1つ答えていただく。もう1回答えて。同じようなことになりますけど、答えていただく形にさせていただいてもよろしいのでしょうか。どうでしょう。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） そうしましたら、通告に従いまして、2-1のお答えをさせていただきます。

先程、答弁をさせていただいたとおり、令和8年度固定資産税納税通知書に空き家バンク制度を紹介したチラシを同封し、制度の周知を強化する取り組みを予定しており、そのチラシが所有者やそのご家族が将来的な空き家の活用等を考えるきっかけになればと考えているところです。

所有者が元気なうちに、住まいの将来の活用方法など、家族で話し合ってくださいことは

大切なこととの認識は酒井議員と同じであり、このチラシの同封については、初めての取り組みでもあり、どのくらいの反響があるのか分かりませんので、まず、このチラシを見てご連絡をいただいた方と相談をするところから様子を伺いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） すいません。私、不慣れなもので、うまく説明ができなかったのですが。あの、続きまして、先程、伝えましたエンディングノートについても、よろしくお願いいたします。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長〕

○企画情報課長（二宮大昌君） ただ今のご質問にお答えいたします。

議員ご提案の「住まいのエンディングノート」は、今、住んでいる家を、将来、放置空き家にしないため、住む人が亡くなる前にご家族と一緒に考えるきっかけづくりのツールとして、国土交通省などが発行しているものでございます。

今後、町内においても空き家の増加が見込まれており、持ち家を将来、放置空き家にしないためにも、所有者が元気なうちに、住まいの将来のことをご家族で話し合っただき、その活用方法について決めておいていただくことは大切なことと認識しておりますので、議員ご提案の「住まいのエンディングノート」につきましては、すでに一部の団体の中で活用の紹介があったというようなこともあるようですが、福祉分野とさらに連携し、高齢者サロンなど、機会をとらえて紹介を行うなど、取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） ありがとうございます。

「住まいのエンディングノート」えっと、他の自治体では、ホームページからダウンロードができたりするところもございますので、そういうこともぜひ検討していただければと思います。建物だけでなく、個人の意思の相続もしっかりサポートをお願いいたします。

続きまして、選ばれる環境づくりについて伺います。

現在、物価や金利が高騰しており、新築住宅を建てるハードルが上がる一方で、質のよい中古住宅の需要は、今後、ますます高まっていくと考えられます。

昨年の12月議会でも若者や女性に選ばれる地域という議論がありましたが、選ばれるためには、住まいがあることはもちろん、子育て、教育支援の充実や利便性、地域の魅力といった情報がセットで届けられなければなりません。

私自身も子育て世代の1人ですが、内子町は、近隣自治体と比べても、高校生までの医療費無償化をはじめ、多岐にわたる手厚いサポート体制が整っていると実感しています。

また、通学面でも、内子駅には特急が停車し、松山や宇和島にも1時間圏内という通勤、通学の利便性の高さもあります。さらに、歴史ある町並みやインバウンド需要の高まりに見られる観光地としてのポテンシャルもあります。

そして、南海トラフ巨大地震など、リスクに対し、内子町は内陸で地盤も安定しており、津波リスクの少ない安全性の高い地域であるということは、都市部住民にとって最大の安心材料です。

こうした子育て、教育、通勤の利便性、観光文化、そして防災をパッケージにし、ブランド化した移住戦略が必要です。

特に、都市部の住民に対しては、完全な移住だけでなく、安全な内子町に拠点を置く二地域居住、今後、予定されている制度のふるさと住民の提案にも有効だと考えられますが、これらを統合した戦略的なプロモーションについて、町長の考えを伺います。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） ただ今のご質問にお答えいたします。

二地域居住やふるさと住民、このようないわゆる関係人口と呼ばれる方々の存在は、人口減少が進む町内において、様々な課題解決に必要な人材として期待をしているところです。

移住者の獲得や、こうした関係人口と呼ばれる方々の創出、拡大には、議員おっしゃっており、プロモーションが不可欠であるとの認識は同じでございます。

現在、移住者の獲得や関係人口の創出、拡大に向け、「移住定住支援サイト」に「内子のこと」、「住まい」、「仕事」、「子育て」、「教育」、「防災を含む暮らしのこと」など、情報を集約して発信をしているほか、公式LINEやオンラインコミュニティ、動画やパンフレット、移住コーディネーターの設置など、独自の情報発信を行いながら、まちのプロモーションに力を入れているところであり、今後も引き続き、その取り組みを継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） 特に若い方は、SNSの利用が主になってくると思いますので、ぜひとも、そちらの方も力を入れていただいて、より多くの方に、目に触れていただくようにしていただきたいと思います。

最後に、これらすべての施策を貫く組織体制について伺います。

これまで述べてきた空き家、相続、子育てなどは、現在、役場内では課が分かれています。しかし、移住を検討する方や実家の相続に悩む住民にとって、これらはすべて1つの、地続きの課題です。これらをバラバラに窓口対応するのではなく、ワンストップで相談に乗れる「移住促進・空き家対策課」のような専門部署、あるいは部局横断のプロジェクトチームを

つくり、立ち上げて、情報の集約と発信を一元化すべきではないでしょうか。縦割りを排し、本気で選ばれる内子を作るための組織体制について、町長の決意を伺います。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

移住、定住に関する事務を専属的に行うことを目的に、平成30年に総務課政策調整班に定住促進係を設置し、現在は企画情報課においてその事務を担っております。窓口の役目を果たしているというふうに認識をしております。相談内容によっては、相談者が必要とされている情報を持つ専門部署へつなぐなど、問題なく連携し、業務を行っているところでございます。

また一方で、建設デザイン課の空き家対策の担当者、農林振興課の就農担当者、町並・地域振興課の起業・創業担当者、税務課の固定資産担当者などが個別に相談を受けるなかで、移住に関することや空き家バンク制度の活用につながるような相談となった場合には、各担当者から企画情報課に相談が届くような連携体制も日頃から整えております。加えて、定住促進係と他の課の職員と一緒に移住相談や空き家相談の対応に当たるといった場合もございます。

このように、小さな町だからこそできる職員どうし顔の見える連携、そして、協力体制が内子町にはございます。そういった強みを生かし、最初に相談者がどの部署で相談しても、連携がとれる体制がすでに整っていると認識をしております。

また、情報発信の一元化につきましては、先程もご答弁させていただいたとおり、「移住定住支援サイト」に様々な情報を集約し、発信をするとともに、加えて、オンラインコミュニティ、移住パンフレット、移住コーディネーターの設置など、様々な媒体を活用し、独自の情報発信も行っております。

現在、このような体制のなかにおきまして、円滑な運用ができておりますので、議員ご提案の新たな専門部署、プロジェクトチームの立ち上げにつきましては、今のところ考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○1番（酒井勝也君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 酒井勝也議員。

○1番（酒井勝也君） ご答弁ありがとうございます。

なかなか、どうしても僕が、企画情報課が2階にあって、ちょっと分かりづらいという感覚がありましたので、窓口、その他でもつながっているということが確認できましたので、それは安心したところでございます。

今後も、なかなか厳しい時代になって、空き家等が地域の方の負債にならないように、皆様で声をかけ合って、少しでも、またそこが利活用できるようにできていっただらと思います。

ぜひとも、今後とも、今のように地域の新しい力になる人も、スムーズにいける体制を続けていただけたらと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（泉浩壽君） 次に、松田修議員の発言を許します。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

〔松田修議員登壇〕

○2番（松田修君） 2番、松田修です。

○2番（松田修君） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきたいと思っています。

役場の体制について、ちょっと理解が不十分なこともあります。町政の政策立案のプロセスについて伺いたします。

町政の政策立案などは、各課から上げられたものを積み上げて作成されるものと思います。町政の政策立案のプロセスについて説明を求めます。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） 松田議員のご質問にお答えをいたします。

政策の内容によって政策立案のプロセスは変わってまいりますので、ここでは一般的な政策立案のプロセスという視点でお答えをさせていただきます。

まず担当課において、住民の皆様の声や各種データ、そして、今年度からは職員のアイデア等を元に課題を把握し、現状を分析をしております。この際、住民の皆様の声を拾う方法としては、アンケートや住民ワークショップなどの方法を用いているのが一般的でございます。

次に、分析した現状や課題に基づき政策の方向性を目標として設定し、その目標を達成するため、他の市町の成功事例や専門家の意見などを参考に、担当課の中で政策を組み立てます。

その後、本町では、当該政策案について各課横断的な側面から検討するため、理事者と課長等で構成する政策会議において、それぞれの立場から意見を出し合い、検討をしております。こうした政策会議を経て、政策内容については、よってはパブリックコメントを募集し、その意見をもとに最終的な調整を行い、議会へ当該予算とともに事業説明を行うという流れでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） はい、ありがとうございました。

この政策会議というのがあるということを初めて聞いたわけなんです、私、八日市自治会の住民としてですね、昨年、名称が決まった「坂町ひろば」ですね。これを例に、立案から決定までの流れの説明をいただければと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

〔高山重樹町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

「坂町ひろば」については、全土地所有者である森文譲造株式会社から、町による当該土地の利活用について打診を受けたことを契機として、伝建地区に隣接する土地である重要性に鑑み、内部において協議を行いました。同地周辺には、以前から休憩場所がないことが指摘されており、伝建地区の入口にふさわしい用途に整備することは、地域環境整備、観光振興、防災の面からも意義があると考え、公園として整備し、地域環境の改善に寄与したいということで、森文工場跡地公園化計画を企画いたしました。

計画については、役場内の政策会議において内容を説明し、承認を得て、その後、議会において土地取得に係る不動産鑑定手数料及び土地購入費について計画内容を説明し、予算の承認をいただきました。

土地取得後は、地元住民を対象としたヒアリングやアンケート調査等の事前調査を実施しました。併せて、基本計画及び実施設計委託費についても議会において説明を行い、承認を得たうえで、過去に伝建地区における「清正ひろば」の計画に携わっていただいた、また、公園の基本計画を多数計画しており、日本におけるワークショップの第一人者でもある、大妻女子大学社会情報学部の下木勇教授に業務を依頼し、基本計画を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、ワークショップを開催するとともに、住民有志で構成する「みんなの広場を考える会」と実証実験として、坂町の市、フリーマーケットを開催し、その成果を踏まえて、計画を取りまとめいたしました。

また、これらの経過については「坂町通信」という情報誌を発行し、その都度、地元住民、地元自治会等に周知いたしました。

策定後は、地元自治会等を対象に報告を行い、さらに設計案に関する聞き取り調査等を重ねたうえで実施設計を完成しました。

実施設計の完成後には、議会において工事内容について説明を行い、承認を得たことから、公園整備工事の実施が決定されました。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） ありがとうございました。

この「坂町ひろば」なんです、住民説明会のときに、私もちょっと参加した経過もあり

ます。そのなかでですね、大学の先生からの3つの案があったと思います。全てですね、先生がある程度、設計されたもの、そのなかから選ぶ。そういう形だったかと思います。ある程度ですね、形ができてから、それをもう選ぶしかないような流れになっていたかなと思います。

その前に、その後にですね、ヒアリング的な形で住民からいろんな意見が出ました。これだけですね、町内に。町内と言いますか。周りに森林があつて、樹木があつてっていうところにですね、樹木をたくさん植える公園というような提案がまずあった。そのなかで、先生の説明のなかには、「都会ではとてもこういったものが喜ばれる。」「落ち葉などをどうするんですか。」「落ち葉をたい肥にしませんか。」「もう周りにたくさんあるから、それはいいでしょう。」というようなやりとりからなっております。

町民からある程度、意見を吸い上げて、そういう形のものを作っていくというのが本来かなというふうに感じたわけなんです、そういったところはいかが考えられましたか。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 高山町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 確かに木はすごくあったとは思んですけど、木下教授の方がですね、事前に内子町に来ていただき、内子町に合った木を一応、選んではいただいていた。それは基本計画のたたき台という公園を選んだと思いますので、その後、ワークショップで皆さんとやりとりをしながら、もうちょい減らした方がいいとか、ちょっと違うものを。たい肥場もですね、いらないとか、そういうのをですね、ワークショップで出て、今の現在の計画になったんだと思っております。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） ありがとうございます。

その後ですね、この「坂町ひろば」をどう管理していくのか。そのへんをお聞きしたいと思います。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（高山重樹君） 地元のための公園でもあるとは思っていたので、地元の方に維持管理、掃除とかですよ。してもらうのがいいとは思ったんですけど、ワークショップの際にも、地元の方から、他の公園も清掃もしていますので、この公園の分はできないというふうに伺いましたので、とりあえず町並保存センターが管轄しているんですけど、そこで維持管理をさせていただいて、また今後、有志の方を募って、またやってもらえる団体をと考えております。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 一応ですね、物を作る場合のですね、維持管理。これも経費がかかっ

たり、いろいろすると思いますので。そのへんも十分にですね、今後、政策立案に反映していただければというふうに思います。

もう1つですね、町の体制のなかにですね、国の内閣における内閣府のようにですね、各課に跨る重要な政策を調整して、各課の統一を図る機関。個人的にはですね、町長直轄の組織的なものっていうのをイメージしているんですが、そういったものはあるんでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 山岡副町長。

〔山岡敦副町長登壇〕

○副町長（山岡敦君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

現在、各課に跨る重要な施策を調整し、各課の統一を図る期間というものは、直轄、町長直轄の機関というものはございませんが、先程ご説明させていただきましたとおり、本町におきましては、政策会議の場において各課から提出された政策立案に対し、それぞれの立場から意見を出し合い、各課横断的な側面から検討、情報の共有を行い、政策の決定を行っているというようなことでございます。

この政策会議、年に数回、必要に応じて、その都度、開催をしております、基本的に新しい政策を町の施策として実行する場合には、この政策会議にかけるということをルールとしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） ありがとうございました。

多くの職員の方のなかには、いろいろなご意見を持っていると思います。そういった若い者も含めてですね。そういった意見が直接、町長の耳に入っているのかとかいうことも含めてですね、ちょっと思い、私の思いとしては、そういう直轄の組織があってもいいのではないかなというふうな感じでイメージしておりました。

町長のですね、第3期総合計画の基本目標として、「人づくり」というのがありました。職員ですね、直接的意見や町民の意見を吸い上げ、町政に落とし込むような町長直轄の政策集団の創設を検討していただければと思います。

次の質問にまいります。

町内の廃屋と管理されていない空き地についてをお伺いします。

旧内子町内は、他の地域に比べ、観光客が多い地区であります。廃屋や管理が行き届いていない空き地がいくつか見られます。景観や防災面での不安の声をお聞きます。

特に多くの観光客が訪れる八日市地区には、住民の方々からも地域内にある今にも崩れそうな廃屋については、景観はもとより、防災や安全性についても懸念が示されております。これを古い町並みの一部として考えるのには、少し無理があるのかなというふうに考えます。

また、管理が十分でない空き地については、雑草や花木が景観を著しく悪くしております。実際、観光客が通る道路に面した空き地に、夏場の藪蚊、またスズメバチの巣ができる事案がありました。幸い、蜂の被害はなかったようです。

第3期総合計画基本目標の「魅力づくり」に、観光分野、景観、歴史まちづくりがあります。これらの問題に対して、町としてどのような対応を行っているのか。また、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） 松田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の旧内子町内における廃屋や空き地の現状につきましては、内子町空き家等実態調査などにより状況を確認しており、八日市地区をはじめとする町内の景観維持と防災対策は、内子町の魅力を守り、住民の皆様が安心して暮らすために極めて重要な課題であると認識しております。

町では、これらの空き家に対し、所有者等からの相談体制を整備して情報共有や連携を図るとともに、危険な老朽空き家を把握した場合には、所有者が自らの意思で必要な措置を講じられるよう、改善に向けた情報提供や助言に努めておるところでございます。

具体的な施策としましては、平成28年に内子町老朽空き家等除却事業補助金交付要綱を施行し、居住環境の改善と災害防止を目的として、所定の条件を満たす空き家の除却費用に対する補助を実施しております。

また、個人所有の管理不全の空き地に係る蜂などの諸問題につきましては、町内の駆除業者の紹介等により対応しており、町による助成等の対応は困難な状況にありますが、今後は適切な管理の重要性や放置による諸問題について広報活動等の情報発信を行い、住民の皆様への普及啓発をいっそう強化してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） 廃屋の放置は、新たな廃屋の放置につながるのではないかというふうに思っております。よくテレビなどで見ていると強制執行というものがありますが、これはどのレベルでされるものなのでしょうか。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 亀内建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 内子町におきましては、内子町空き家対策計画を策定いたしております。このなかで、空き家につきましては、所有者様の所在を確認したうえでですね、情報共有を行い、連絡体制をとってですね。自らの意思で撤去していただく場合につきましては、先程説明した空き家の除却を実施していただくこととして補助金を交付し

ております。

それ以外の悪質な空き家。情報提供しましても対応していただけない空き家につきましては、再三の連絡体制をとってですね、連絡をとるなかで対応していただけないということになれば、まず空き家に対しての勧告を行います。その後ですね、どうしても対応できないということであれば、対策協議会の方に諮りまして、そちらの方で決定をいただいたうえで、代執行とかですね、そういう形の方に対応していく連絡体制をとっている状態でございます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） はい、ありがとうございました。

早く、ちょっと非常に景観の悪い廃屋がございますので、なんとかならないかなというふうに思っております。

またですね、旭館の近くにもですね、今にも屋根が崩れそうな廃屋があります。これは高さも結構ありますので、瓦でも落ちると、とんでもないことになるのかなと。観光客はもちろんですが、住民のですね、生活道路にもなっておりますので、そういったものも含めてですね、町がそういったものをしっかりと点検して対応していただくことをお願いしておきたいと思います。

はい、最後の質問になります。

神社などの文化財の維持管理と町の観光資源としての利用についてお伺いします。

内子町には多くの神社やお堂があります。地域住民にとっては大切な存在であり、文化財であると思います。現在、地域の自治体の、これは地方自治体ですね。役員の高齢化と後継者不足から、これらの文化財の維持管理が難しくなっております。また、過去にはですね、鎮守の杜、周りのね、木々を販売することによって資金の調達も、ある程度は可能でしたが、今では逆に森の管理に費用がかかっているというような状態でございます。

町内のそういう文化財は、一部には内子町の有形民俗文化財として町の補助を受けているものもあったと思いますが、これら内子の文化財を未来に残していくことを考えていただきたいと思います。

町長の第3期総合計画の基本目標にこだわるつもりはありませんが、地域の文化財を観光資源として、また地域資源としてですね、活用して、管理制度のするようですね、することによる管理制度の検討をしていただけないものかと思いますが、いかがでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 松田議員のご質問にお答えをさせていただいたと思います。

現在、内子町で指定している文化財は合計95件でございますが、そのうち神社やお堂な

どの建造物については11件でございます。いずれも、歴史的、文化的価値を持つ町の財産であり、管理または修理に要する所有者負担を軽減できるよう、内子町指定文化財等保存継承補助金交付要綱を設けて補助金を交付しております。先程、議員ご指摘のとおりでございます。

また、例えば、町指定文化財であります高昌寺においては、八日市観月会の催しや、昨年初の試みとなりました文楽公演舞台として利用するなど、魅力ある歴史的価値を有する建造物を活用した満足度の高い取り組みと評価され、観光資源としての価値を再認識しているところでございます。

令和8年度、来年度からは、内子町文化財保存活用地域計画という中長期的な文化財の保存と活用の計画づくりを開始する予定でございます。この計画策定に向けて、専門家が承継して行う調査やワークショップを行い、多くの皆様の生の声を聞き、まだ文化財に指定されていない町の宝の現状把握をまいります。

よって、文化財の維持管理を担われている関係の皆様には、引き続き、ご理解をいただき、町としては、文化財保護及び観光資源、地域資源としての活用支援に努めてまいりたいと考えております。

従いまして、現段階では、新たな補助制度を新設する計画はございませんけれども、引き続き、未指定、未だ町指定の文化財として指定されていないものも含めてですね、随時、文化財に関するご相談はお答えをさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（松田修君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 松田修議員。

○2番（松田修君） はい、ありがとうございました。

こういった、やはり文化財、これをですね。未来に残すために、こういったことができるか。こういったことは、ちょっとね。考えていただきたいのと、住民の理解を求めるのはいいんですけど、その住民自体がなかなかですね、対応できなくなっている。これ前回の質問でも言いましたが、自治会自体も厳しい状態となっているようなんですね。声をたくさん伺っております。

ただ、この今まで自分たちで作ってきた、その歴史をですね、絶やすわけにはいかないと、何期もですね、自治会長を続けている自治体もあるようでございます。そういうようなことも含めてですね、いろんな意見を吸い上げる。最初の質問でも、ちょっとお伺いしましたが、そういう直轄、町長直轄のですね、そういった機関みたいなものがあって、町民、そしてまた町の職員、若い者からの意見まで、一応、俎上に上げて検討していただくようなですね、ものを検討いただければと思います。

以上で終わります。

○議長（泉浩壽君） ここで暫時休憩します。

午前11時15分から再開します。

午前 11時 2分 休憩

午前 11時15分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、西口邦彦議員の発言を許します。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） 3番、西口邦彦。よろしくお願いします。

〔西口邦彦議員登壇〕

○3番（西口邦彦君） 議長の許可をいただきましたので、ただ今から質問したいと思います。

まず最初に、小中学校統廃合の懇談会における意見等についての質問でございます。

最初に1月24日、愛媛新聞による小中学校11校を6校にする報道がございました。少子化に伴い、学校統廃合は避けて通れない状況は十分理解しております。しかしながら、平成17年1月に3町合併から20年が経過し、人口2万人から1万5,000人と激減し、少子高齢化はいっそう進行しております。旧小田町においても、3,700人から1,700人と半減し、地域の存続に危機感を感じております。

そのようななかで、今回の小中学校の統廃合答申について、子ども、子どもたちにとって極端な少人数学級や複式学級の解消を主眼にしたと聞いております。答申の趣旨及び懇談会の意見等について、構わない範囲でお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○学校教育課長（宮久保邦博君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 宮久保学校教育課長。

〔宮久保邦博学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（宮久保邦博君） 西口議員のご質問にお答えします。

まず、懇談会からの最終答申につきましては、令和5年9月20日に教育委員会の諮問に基づき、令和8年1月23日に提出がされたところです。

懇談会の開催状況につきましては、令和5年7月から令和8年1月にかけて12回開催をされております。

会議においては、学校教育や校舎等施設の現状、小規模校や大規模校におけるメリット、デメリットによる検討。また、当事者である児童生徒や保護者等などの多くの意見を反映するためのアンケート調査を実施。具体的な学級編制、教職員数の推移状況など、様々な内容について協議を行い、最終答申に向けた小中学校の再編基準を求められております。

各協議においては、委員それぞれの立場での意見を初め、学校運営協議会など、地域における学校の取り組み状況に対するご意見、また、部活動地域展開における中学校の現状等についてなど、毎回、多くの委員より様々な意見が交わされ、議論されました。

最終的には、答申に向けた小中学校の再編基準や統合案において、「子どもにとってどうか」という視点に立って、適正規模、適正配置に向けた意見を交わし、当事者である保護者の意見を最優先に考え、方策を講じることなど、意見の集約をされております。

なお、詳細な意見内容については、各委員個人それぞれの立場も考慮し、お答えを控えさせていただきますけれども、会議における概要等については、町ホームページにおいて公表をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） ありがとうございます。なかなかそれぞれの意見もあったと思いますが、この場で言うというのは、なかなか難しいところなのかなと思います。

次の質問に移ります。

次に、小田中学校は昭和52年3月、参川・小田・田渡の3中学校が統合し、現在を迎えております。また、小田小学校は、平成26年3月、平成26年、3地区の小学校が統合し、令和7年度には創立150周年を迎えたところでございます。また、平成26年に地元木材を活用し、立派な校舎が新築され、幼稚園、小学校、中学校の連携した学校運営ができていと思っています。

少子高齢化は日本において、避けて通れない状況ですが、過疎地域においては一層深刻な問題となっております。少子化対策は難題山積みとは思いますが、過疎地域の活性化が急務と考えます。

学校存続は地域活性化の中心的役割と考えております。1つの町に学校がなくなことは、地域の発展をやめてしまうと言っても過言ではないと思います。大瀬小学校、小田小学校が統合して複式学級の解消には至らないと聞いておりますし、段階的に内子小学校に統合すると言われており、「なぜワンクッション置く必要があるのか。」、小学校、幼稚園の保護者から「できることであれば、1年でも長く現在の学校運営を継続してほしい。」と言っておられました。

過疎地域活性化のために学校存続は不可欠と考えておりますが、地域並びに保護者の意見を聞く機会はあるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 林教育長。

〔林純司教育長登壇〕

○教育長（林純司君） 西口議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、教育委員会としては、懇談会からの答申の提出により、再編計画の参考とするため、

答申に対する意見募集、パブリックコメントを行っているところでございます。

今後、提出された意見を参考に、委員会としての再編計画を3月末から4月を目途に策定予定としております。

その後、計画に基づき、対象となる小中学校等への説明会を、PTA等の新役員が決定する5月以降に、順次、実施してまいりたいというふうに考えております。

現時点では、説明会等の詳細につきましては何も決定しておりませんが、委員会といたしましては、答申にも示されているとおり、当事者である保護者の意見を最優先に考え、方策を講じることとされており、まずは、対象となる小中学校等へ出向き、多くの意見をお聞きしたいというふうに考えております。

ご質問にあります地域の意見を聞く機会につきましては、例えば、小中学校の保護者から、地域住民を交えた説明会の開催や地元自治会などにより開催の要望などがありました場合には、住民のご理解を深めるために開催してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） ありがとうございました。

今週末がパブリックコメントの締め切り日だと聞いております。そういったなかで、最後にですね、この保護者の思いをしっかりと把握して、地域の意見を十分尊重し、存続に向けての再検討をお願いし、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、森林環境譲与税についてお尋ねをいたします。

森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、個人住民税均等割に上乗せして課税されるものでございます。

このような現状のもと、平成30年5月に提出した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたものでございます。

森林環境譲与税は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手を確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。

森林環境税は、令和元年度に都道府県及び市町村に対して客観的に配分されています。配分金は、森林整備費、人材育成等が内子町においても累計1億円か、2億円かくらいになると思いますけれども、譲与税が配分されておりますが、今までどのような配分で使用されたか伺いたいと思います。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） 西口議員のご質問にお答えします。

森林環境譲与税は、議員のおっしゃられたとおり、令和元年度より、市区町村及び都道府県に対して、私有林人口林面積、林業就業者数、人口、そういった指標に基づき、客観的に配分されているところでございます。

内子町への譲与税の配分につきましては、令和元年度の約2,437万円を皮切りに、年々増加しております。令和6年度には約9,340万円となっております。令和元年度から令和6年度までの累計配分額は、約3億5,726万円となっております。

その主な使途といたしましては、第一に、私有林整備、林道維持管理についてでございます。前年度を通じて、最も主要な使途となっており条件不利地等における切り捨て間伐などを行う環境林整備事業や里山林整備、林道の路面整備、維持管理に継続的に充当してまいりました。

令和6年度では、環境林整備で約58ha、林道維持管理では、町内約16路線の補修等を実施しております。

第二に、森林経営管理制度の推進についてです。令和4年度以降、意向調査、現地調査、集積計画の作成から間伐の実施まで、一連の取り組みを本格化させているところでございます。

令和6年度には、石畳地区、立石地区で合計約15haの集積計画間伐を実施するなど、着実に制度の実行段階に移行しているものでございます。

第三に、林業の担い手確保・育成についてです。就業者への給付金支給などを行う林業就業支援事業や若者、学生向けの林業体験事業を実施しております。

令和6年度には、新たに町内の中学生を対象にした林業事業も開始し、次世代の人材育成にも着手しておるところでございます。

第四に木材の利用、普及啓発についてです。令和5年度からは、小田深山のブナ原生林保全・再生事業を実施しているほか、令和6年度には、木質バイオマス材の搬出促進事業や再造林支援対策事業を新たに追加し、木材の地域内循環と持続可能な森林経営の推進に取り組んでいるところでございます。

以上のとおり、内子町では、譲与税を単に森林整備だけでなく、担い手確保、人材育成、木材利用促進、制度推進体制の整備と多角的に活用してまいりました。

引き続き、譲与税の趣旨に沿い、内子町の豊かな森林を守り、次世代へと引き継いでいくために、譲与税を計画的かつ効果的に活用してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） ありがとうございます。

環境譲与税については、基金にするとということもできるだけ避けてもらってですね、できるだけ7,000万円とかそういったもの。8年度の計画のなかにもあろうと思いますけれども、そういったところで十分、利活用していただきたいと思います。ありがとうございます。

続いてですね、現在そういった事業を通じて、適切な管理が行われておるところですけれども、まだそういった管理がされていない森林では、木々が密集し、日光が地表まで届かず、下草が生えにくくなることで土壌流出が起きやすくなり、災害リスクが高まり、間伐を行うことで、残った木の成長を促し、健全で災害に強い森林を形成できると言われております。内子町の森林は2万3,250ha、民有林が1万8,800haあり、人工林が1万2,300haございます。間伐の実績がどのぐらいされているのか。

また、年間500haぐらいしかできていなければ、約20年という長い年月がかかると思います。間伐を進めていくうえで、人材は確保されているのか伺いたいと思います。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） ただ今のご質問にお答えします。

内子町における間伐の実施状況につきましては、町の補助制度を利用した間伐の実績になりますが、令和6年度で年間約350haとなっております。

次に、人材確保の状況についてでございますが、これも補助金を活用している認定林業事業体における年間150日以上現場作業に従事しているものの数を見てみると、令和2年度には48名であったものが、令和6年度には39名と、この5年間で約2割減少している実態がございます。担い手の不足につきましては、林業における深刻な課題のひとつと考えております。

これに対しまして、先程も申しましたが、森林環境譲与税を活用した林業就業支援事業として、就業者への給付金支給を行い、町内林業事業体への就業・定住を促進しております。

また、林業の担い手若者連携事業では、大学生を対象とした林業体験を実施するとともに、令和6年度からは町内の中学生を対象とした林業事業を新たに開始し、将来の担い手育成に向けた取り組みを強化しているところでございます。

さらに、自伐林家への機械の導入支援や安全講習などの実施により、雇用就業だけに限らず、多様な担い手の裾野を広げる取り組みも進めております。

しかしながら、先程も申しました従業員数の推移が示すとおり、これらの取り組みだけでは担い手不足を直ちに解消できる状況には至っておらず、間伐の大幅な加速には依然として大きな課題が残っております。

今後は、広域的な人材確保であったり、林業事業体の育成強化などについても検討を深めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） はい、ありがとうございます。

本当に森林整備は、地域のやっぱり安全を守るためには、そういったものは本当に欠かせないものだとして十分理解しております。そういったなかで、従業員の減少。そういったものが本当に今後、懸念されることではないかなと思っておるところでございます。そういったなかで、こういった森林環境譲与税をうまく利用して、1人でも多くの林業従事者が増えるようなことでお願いをしたらと思います。ありがとうございました。

次に、中山間事業、中山間直接支援制度についてご質問をいたします。

平成12年から実施されている中山間地域等直接支援制度は5年1期で、現在、令和7年度より第6期対策が進められているところでございます。

中山間地域等の農地は、適切に耕作・管理することにより、県土の保全、洪水の防止、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているところです。この多面的機能によって、下流域の多くの県民の生命と財産、豊かな暮らしが守られております。

中山間地域等直接支援制度は、農業生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動を継続する農業者に対し交付金を交付する制度となっておりますが、その制度は、耕作放棄地の発生を防ぎ、水源涵養や土砂崩壊防止などの多面的機能を維持することを目的として、平地に比べ傾斜地が多く、農業生産性が低い傾向にあります。このため、高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加し、地域が持つ多面的機能の低下が懸念されるところでございます。

本制度は、こうした不利な条件を補い、農業生産活動の継続を支援しておくことで、地域の多面的機能を維持、確保することができるとされております。そこで、内子町内の耕作面積は約1,700haでございますけれども、そういった本制度の対象となり得る面積と実施面積はどのぐらいなのか、お伺いします。よろしく申し上げます。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

○農林振興課長（新田栄作君） ただ今のご質問にお答えします。

制度の対象となりうる農用地の面積についてですが、本町の農振農用地の面積、令和6年12月31日現在で2,646haとなっております。

このうち、本制度の対象要件である急傾斜地や緩傾斜地等の条件不利農用地の面積について、個別には把握できておりません。

現在、先程、議員も申しましたように、第6期、7年度から11年度になりますけれども、それに入っており、令和7年度における実施状況としましては、町内で55集落が集落協定を締結しており、協定の面積は約467ha、約20%ですけれども、となっております。

内訳を申し上げますと、田が約137ha、畑が約326ha、放牧地が約4haとなっております。

また、急傾斜地における超急傾斜地、農地保全管理加算の対象面積となるものは、約118haとなっており、協定面積全体の約4分の1が急傾斜の条件不利地というふうなことになるっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） ありがとうございます。

なかなか急傾斜地、全部が全部入っていないというのも、やっぱり懸念されるところでございますし、そういったところをできるだけ、この対象になるような取り組みがあればいいかなというふうには考えておるところでございます。

次の質問に移ります。

中山間地域では高齢化が進み、担い手不足が懸念されているところでございます。水田畦畔の草刈りは、広大なうえに急傾斜のため、足元も悪く、一番の重労働と考えるところです。

そこで、本制度の耕作地の法面の草刈りは対象とならないのか。もし対象外となるならば、町の独自の補助事業として考えられないか。

ある町では、水田畦畔の草刈りを地元住民らに委託し、かかった費用に補助金を出す事業を開始されているところもございます。内子町においても、この事例を参考に何か検討できるものはないでしょうか。伺います。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） ただ今のご質問にお答えします。

先程言われました耕地の法面等の草刈りについてでございますが、これは制度上、農業生産活動と一体的に行われる農地等の維持保全管理と位置付けられており、交付金の対象となるものでございます。

ただ、交付金の支給にあたりましては、いくつかの要件がございます。

まずは、対象農地は、制度上の対象地域、対象農用地に該当していることが必要でございます。次に、集落内の農業者等が集落協定を締結し、5年間継続して農業生産活動等を実施することが前提となります。

また、法面の草刈り等の共同取り組み活動については、協定のなかに明確に位置付け、活動の実施記録を適正に保存管理していくことなどが求められています。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） ありがとうございます。

なかなかやっぱりですね、小田地区の法面は圃場整備して、結構、法面が急だということ

ろがかなりあるので、そういったところ。できるだけ、何かそういう中山間の直接支援制度で補助ができるのであれば、できるだけ多く出してもらいたいなというふうに考えておるところでございます。ありがとうございました。

次、最後の質問になりますけれども、町内各地において放置された田畑が多く散見され、草、雑木が生え茂り、通行を妨げている場所がございます。所有者の高齢化が進み、放置された状態であります。今後もさらに拍車をかけ、放置され、荒れ放題になることが予想されます。

地域によっては、一斉クリーンデーに草刈り、町道の整備等、実施されていますが、年1回の整備で追いつかないのが現状でございます。私も放っておくことが嫌いな方で、地域の土羽であるとか、そういったもの。農道であるとかそういったものも草刈りを年に2、3回程度行っているところがございますけれども、そういった雑木の処理をできるものがないというのが現状ではないかなと思います。

そこで、何か良い事例化対策、そういったものがあれば何か教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○農林振興課長（新田栄作君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 新田農林振興課長。

〔新田栄作農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（新田栄作君） ただ今のご質問にお答えします。

中山間地域等直接支払制度の実施地域においても言われましたように、高齢化や担い手不足を背景として、田や畑が耕作放棄された結果、雑草や樹木の繁茂により、隣接する町道の通行に支障が生じている箇所があるということは聞いております。

こうした農地の管理につきましては、基本的には、土地所有者、または耕作者が適切に管理していただくことが大原則でございます。農地は私有財産であり、その維持管理の責任は、第一義的に土地所有者であることから、現時点において、町として独自の対策を講じることとは考えておりません。

ただ、通行の安全確保の観点から、支障が著しい場合には、個別の状況に応じて、土地所有者への働きかけや関係機関との情報共有などを行う、必要な対策を努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、中山間地域等直接支払制度においては、先程来申し上げましたように、集落協定に定める活動内容として、耕作放棄地の防止や、法面の保護、改修、水路、農道等の草刈りといった取り組みを位置づけることが可能でございます。こうした制度の取り組みを活用しながら、既存の協定集落に対して、農地の適切な維持管理や荒廃防止活動を協定内に位置付けていただけるよう働きかけを行うことが、結果として、町道沿いの農地荒廃防止にもつながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○3番（西口邦彦君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 西口邦彦議員。

○3番（西口邦彦君） ありがとうございました。

なかなかですね、やっぱりそういった地域でも若者がいないといったことで、なかなかいろんな町道とかそういった田畑も放棄されたまま、草が生え茂り、本当に町道が通れないというような状況があるわけですが、そういったところで自治会とか、そういったものが、地域のものが本当に真剣にやっぱり考えていかないと、もうそういったものができいなくなるのかなというふうに思っているところでございます。いろいろと、こんな補助事業をうまく町として使っていただいて、よりよいまちづくりに邁進していただきたいと思っております。

私の方は以上で終わります。ありがとうございました。

午前中の議事はここまでとし、休憩します。

午後1時から再開します。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、城戸司議員の発言を許します。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○（4番城戸司君） はい、4番城戸司です。

〔城戸司議員登壇〕

○4番（城戸司君） 通告に従い、3月定例議会での一般質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

3月1日の町のホームページに「だんだん内子町体操」というページがアップされておりました。気になって見たところ、作詞作曲もオリジナル。Y o u T u b eには旧森家敷地内で撮られた体操の動画もアップされております。ちょっと体を動かしたいときやリフレッシュによいのではないかと感じました。この動画の再生回数は100回を超えていますので、この場にいる皆さんはもちろんご存じだとは思いますが、内子町役場保健福祉課のチャンネル登録者数は現在1名。私だけです。この後、皆さんが登録して宣伝していただけると期待しております。

できれば、課だけではなく内子町のチャンネルを作成し、様々な情報の発信やPRにしてくださいとよいのではないかと感じましたので、冒頭でお願いしておきたいと思っております。

さて、町長は、ふるさと納税について1億円を目指すと、この場で力強く言われました。あのときの発言を今でも覚えておりますが、言わされているのではない町長の思いとやる

気が伝わりました。高い目標を設定するには大変よいことですが、1年で達成するのは難しいだろうと考えております。ですが、2年目、3年目に達成するためにも、一緒に考え、1億と言っていた目標を超え、2億、3億、そして10億とできればと考えております。

町行政は年度末決算であります。ふるさと納税の締めは年末ですので、今回の質問にしたのですが、令和7年1月1日から令和7年12月31日までのふるさと納税額を、できれば前年比も併せて伺えたらと思います。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） 城戸議員のご質問にお答えいたします。

令和7年の内子町のふるさと納税の実績でございますが、1,112件、2,957万1,000円であり、前年比は寄付件数が147件の増、寄付額が321万3,568円の増となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） ありがとうございます。

プラス321万円、約1割ぐらいが、近くが増えてきたのかなというところで、目標としては、まだちょっと遠いのではないかなと感じるんですが、今回のこの分析について、しっかりしていただき、今、もう始まっておりますが令和8年、そしてその先につなげていただきたらと思いますので、次の方に進めていきます。

令和8年のさらなる増額、そして目標達成を目指と思いますが、そのためにも分析が必要ではないか。これまでと比べて、どこが増えたのか。全体的に同じような増加率だったのか。ポイントの駆け込み需要で特定の月が多かったのか。返礼品事業者を募集したが、令和7年に新たに参入した返礼品が、主に増額321万円ぐらいですかね、がそこの方だったのか。他は例年どおりだったのかなど、様々なことから、令和7年に、失礼しました。伸びしろや、より力を入れていけばよいところが見えてくると考えられます。

そこで、次の質問ですが、どのように分析し、令和8年、または今後どのように取り組むのかを伺いたいと思います。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

〔二宮大昌企画情報課長登壇〕

○企画情報課長（二宮大昌君） ただ今のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税の増加を図るため、これまで事業者戸別訪問による返礼品の確保、寄附者を誘導するためのふるさと納税総合サイトの追加、サイト内の返礼品写真のデザイン変更、事

業者や返礼品の魅力を紹介する「まごころ通信」の発行など、様々な取り組みを進めてきたところです。

しかしながら、ふるさと納税を大幅に増やすためには、さらなる取り組みの強化が必要と判断いたしまして、昨年9月に、ふるさと納税中間事業者の見直しを行うためのプロポーザル審査を実施し、先日、最優秀事業者と契約を締結したところでございます。

現在、当該中間事業者とともに、ふるさと納税サイトの改善を図っております。例えば、これまで取り組みの良かった部分の強化をするため、検索結果で返礼品を上位表示させるためのSEO対策や、寄附者を引きつけるためのページの作り込み作業。具体的には、商品のキャッチコピーの設定、商品画像のブラッシュアップやお届け画像の追加、商品レビューの充実などを行っております。

また、並行して、返礼品事業者向け説明会を実施するなど、事業者の皆様方にもご協力をいただきながら、令和8年4月1日のページ公開に向け、準備を進めているところでございます。

令和8年度より、新たな体制で町内に潜在する返礼品の開発促進、購入意欲を刺激するサイト内での見せ方の強化など、中間事業者が持つノウハウを最大限に生かし、商品力、集客力、販売力を高め、寄附額の増加を目指して取り組むこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） デザインの写真の変更など、やっぱりイメージというものが大変大切である。そして検索結果上位にという、これも必要なかなと。

僕も内子町の状況どんなものかなあとと思いながら返礼品を見ていったところ、愛媛県内の鯛と、後は伊予牛、絹の味ですかね。そういった愛媛県の共同というものは、どこで選ばれてもですが、納税として入るのであれば、それが検索に引っかかったときに、県内では一番最初に選んでもらうようなところに持っていく。

そして、果樹ですかね、の中では、桃が一番早く始まってくるのかなあとと思いますが、その桃でも、他県と比べてのブランディング化であったり、桃だけで検索したときに、そのなかで内子を選んでもらえるようなやり方を。同じくブドウでも、他県にもありますので。ブドウでも内子を選んでもらうとか、そういったところを強くしていく必要がやはりあるのかなと。しっかり分析されて、しっかり対応していただいて、4月からどのような伸びしろで、2ヶ月、3ヶ月見たときに、また少ないのであれば変更していくというような戦略を、事業者せつかく入れるんですから、そこと一緒になって作っていただければと思います。

後はですね、現在、新たな事業所というところを取り入れられているというお答えをいただきましたので、やっているのではないかなと思うんですが、掘り起こし作業ですかね、今、返礼品となると、やはりどうしても商品というものが大きくなっていくのかなと思うんですが、ふるさと納税が始まったときには、もうすでにネット通販、ECサイト等も広まって

おりますので、取ろうと思えば取れる。同じような良いものでも、わざわざ高いもの。納税としてではなくて取り寄せる方が好きなときに、着日も選べたりもするというところで、他のところを見ていると、体験なんかも結構、多いんです。そういったところ。内子町であれば様々な体験、地域おこし協力隊で言えば、紅葉ヶ滝ですかね。あそこの滝行とかもやっておると思いますので、そういったところを返礼品等にして、自治体への協力を促すということは考えていないでしょうか。

○企画情報課長（二宮大昌君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 二宮企画情報課長。

○企画情報課長（二宮大昌君） これまで私の覚えている範囲では、体験といたしましては、野菜の収穫体験であったり、あとスイカでしたかね、収穫体験であったり、そういった体験ものも準備していたかと思います。

今、言われました滝打たれ体験につきましては、現在、事業者の方から申請が出ておまして、すべて今、総務省の許可がいるということになっております。総務省の方に上げて、許可をいただけましたら、また、掲載してまいりたいと考えております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 現在、動いているということですが、自治会や地域の人、以前ここでも発言させていただいたと思うんですが、やっている人って、そんなのに価値があるのかな。って気づいていないんですけど、やっぱり外部から見るとすごい価値があって、町外、県外の方からすると、すごく価値があると。子ども、今、少子化ですので、子ども1人に対して使う金額が大きかったり、ついてくる大人も多いわけですね。

私の身内の話ですと、甥っ子とか姪っ子とかって、各家族1人っ子ぐらいなんで。子ども1人にブドウ刈りを体験させるために、大人6人ついてきたことあるんですよね。おじいちゃん、おばあちゃんと両親と。それぐらいかかって、必死で1人のブドウ刈りの子どもの料金だけでいいのに、大人6人分のブドウ狩りの体験料までついてくるといったように、子どものために大人の金額も一緒になって落としてもらえるので、そういった体験というところも、どんどん発掘して。紅葉ヶ滝の滝行ですかね。そこだけで終わらずに、地域の方を活性化させるということは、活用すれば宿泊プランもできるでしょうし、その宿泊のなかには、滝行、御祓地区なので御祓地区の御祓米。お米も、野菜もその地域のものですよとか、その地域で年に数回やっている、この時期に来ていただければ餅つき体験までできますよと。金額もどんどん、どんどん上乗せできると思いますので。循環させるというか、その地域を巻き込んでいくというか。そういったところで納税額を増やしていく。そして地域活性化していただく。地域にも協力してもらおう。

前々回ぐらいですかね、お願いしておりました。地域に一部納税額でも還付して、さらなる返礼品を増やしてもらったりとか、接待をするときに、より良いものをつけてもらうであったりとか、そういったことをして、町全体で意識を上げていくということをお願いできな

いかなあと思います。

例として滝行も挙げたんですが、お山の学校の「ながた」であれば、皆さん見たことあるか分からないですけど、どでかい五右衛門風呂。小学生の低学年とか、幼稚園生とかだったら20人ぐらいが入れるとかっていうことで、体験に来る松山の子なんかからすると、みんなだまどめて一緒に入って、写真映えもして、すごく人気があるというところなんで。そういったところも、もっともっとアピールしたらいいと思いますし、町内でもそういう体験させてみたいという方もおられると思うので。いろいろと、ふるさと納税をきっかけに町民にも知ってもらおうということも、非常に地域おこし、発掘としては大変有効ではあるのかなあと考えますので、多角的に、そして、凝り固まらずに視野を広くした、ふるさと納税の方に取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ふるさと納税を終わりにして、次の方の質問に移らせていただきます。

令和8年2月16日の県知事臨時記者会見で、国の発表を受け、昨年度から愛媛県の地震被害想定調査を見直し、人的被害や物的被害、経済被害、各種対策による減災効果などの想定結果を取りまとめたという発表がありました。

この調査は、愛媛県に大きな影響を及ぼすであろう3つの地震で被害を想定し、なかでも被害が最大であった南海トラフ地震の結果を公表しております。

ボーリング調査データ等の精度の向上により県内の震度は全体的に下がったとの発表に少し安心をしたのですが、前回の発表では、孤立する可能性がある集落が内子町はなしであったのが、今回ありになりました。

前回の県想定は国の手法に準じて算定しており、内閣府調査による孤立が懸念される集落約500が対象で、道路沿いの急傾斜地のリスクのみを評価した手法。今回は、今回の県想定は、県の検討委員会における学識経験者の意見を踏まえ、県内の全集落3,300を対象として、道路沿いの谷川も含むすべての斜面に加え、液状化、橋梁のリスクも評価した手法。今回の方が、県の現状を加味しており、信憑性が高いと考えられます。

そこで、(1)の質問ですが、今回の孤立の可能性があったのは、町内のどの地域なのでしょう。伺えたらと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 城戸議員のご質問にお答えをいたします。

愛媛県の地震被害想定調査についてですが、平成25年12月に公表された前回調査から10年が経過したことに加え、国による南海トラフ巨大地震の被害想定が見直されたため、今回、新たな見直しを行いました。その結果は、今年2月16日の知事会見で発表されました。

孤立する可能性がある集落に関しましては、前回の調査では、内子町は該当する集落はありませんでしたが、今回の調査では30集落が該当しています。この変化の要因として

は、先程、議員がおっしゃられたとおり、前回の調査対象となったのが、集落数が県内約500だったものに対し、今回はすべての集落3,300を対象とし、かつ評価手法も変更したものであるものでございます。

次に、孤立する可能性の高い集落の箇所につきましては、現時点で、愛媛県はその情報を公開しておりません。今回の調査を実施した愛媛県防災危機管理課に公表予定について問い合わせをしたところ、年度末以降に公表される調査報告書で知らせる予定とのことで、調査全体の公表まで、今しばらくお待ちいただきますよう、お願い申し上げます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 県の方が公開が年度末以降ということで、それを待つしかないのかなあと思うので、公表していただいたら教えていただきたい。もしくは聞きに行こうかなと思いますので、その時はなんですが。

町内30集落と言われましたが、町内、何集落のうちの30集落か、ちょっと分かるでしょうか。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） ただ今のご質問についてですが、現在、今、町内にですね、行政区が、140程度の行政区がございます。そのうちの30行政区あたりがですね、該当するのかなというふうには考えております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 140のうちの30ぐらいということで、ちょっと行政区ですかね。区の多いところ。街のなかとか、中心部とかって考えると、30集落というと、どうしても外の方であるとか、そういったところになっていくのかなという想定はできます。県からの公表があった後、一般質問で聞くかもしれませんが、聞きに行くかもしれませんが、そのときにですね、土砂災害で孤立するのであるとか、道路や橋が崩落して、土砂を除けるだけじゃなくて、復旧までそっちの方が時間がかかりますよね。そういうのであるとか。孤立したときに、その集落に向けてヘリの離着陸ができるのであるとか。能登の震災のときには、自衛隊の方が2日目か3日目ぐらいには、1人40kgぐらいの物資を背負って届けたと。もうそういった徒歩でレンジャー部隊なんかが、徒歩で物資を届けることができるような地域であるのかとか。内子町内の、こちらからのアクセスは途絶えるけど、町外ですね、石畳地区で言うたら双海の方であるとか、小田であると久万高原の方に行けるのかであるとか、そういったところも含めて、ちょっとこれは不安を煽るためではなく、準備をしていただくために公表であるとか、そういった情報というのを、幅広く開示していただけたらと思うので、そのときには、よろしくお願いいたします。

次の（2）の方、次に移っていきますが、以前にもこの場でですね、発言したと思います

が、国は3日分の物資の確保ということを言っております。ですが、公助である行政、町だけでは1人3日分というのは難しいのかなあと考えます。共助である自治会や自治区も、災害の種類により避難場所として利用できないところに防災倉庫があるところもありますし、地域住民全員分の物資を備蓄できる大きさの倉庫ではないと思います。いつ起こるか分からない自然災害。自宅に用意しても、外出先で被災するかもしれないのに用意して意味があるのかとか、常に持ち歩いたほうがいいのかとか、考えればきりが無い意見も聞きます。

日本でですね、地震が発生したときの映像を見て、海外の人は物資などの支援に列をつくり、順番どおり並んでいる姿や助け合う姿に驚くようです。自然災害の発生は防げませんが、発災後の2次災害や人災は防ぐことができると考えられます。

そこで、(2)の質問。備蓄などの現状を発信し、自助・共助の意識を高めてはと考えるのですが、町長の考えを伺えたらと思います。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

大規模地震が発生した場合、これまでに経験のない甚大な被害をもたらすことが想定されます。特に南海トラフ地震では、沿岸部の被害が深刻になると考えられており、道路などのインフラが寸断されることで内陸部への支援活動が遅れる可能性もあります。また、孤立した集落への支援もさらに遅れることが予測されます。

被害を最小限に食い止めるためには、自助・共助・公助の各側面でしっかりと備える必要があります。しかし、広範囲にわたって被害が発生した場合、消防機関や救助活動に従事する人員は限られているため、すべての被災地に対して即座に対応することは難しい状況です。過去の事例からも明らかなように、震災直後の活動は、住民自身による自助・共助によって行われることが多いのが現状かと思えます。

議員ご指摘のとおり、自助と共助の意識を高めていくことは非常に重要であります。これまでは「自分の命は自分で守る」という呼びかけを行ってまいりましたが、さらに踏み込んで、自分の命を守ったうえで、周囲の人を助ける。自助から共助へ、助けられる人から助ける人へ変わっていく必要があります。そのためには、避難訓練や防災セミナーなどへの積極的な参加を呼びかけ、防災知識の普及啓発を進めてまいります。

また、事前の準備として、食料の備蓄や住宅の耐震化、家具の固定、感震ブレーカーの設置を推進するとともに、自治会や自主防災組織を中心に、地域住民どうしが互いに支え合う重要性についても啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） ありがとうございます。

自助から共助へというところですね、先程のところ、言わせていただいた共助である自治会等の防災倉庫ですかね。そういったところの大きさというものが限られてしまうと。自治会の下の行政区であったり、その下のさらに細分化された班とかですかね。小さなまとまりのところにゴミの収集ボックスがあると思うんですけど、そういったのは誰かが提供してくれているスペースなのか、町の公共のスペースにそういうところのカゴを置いているのか分かりませんが、そういったところにも防災倉庫等を置いて、多くの備蓄品を確保できるというようなことっていうのはできないのかなあ。もしくはですね、個人の倉庫を、一部を近隣住民と使うときに、ちょっと転用できるようなところは費用を出すであるとか、そういった転用できるような建物、避難スペース兼倉庫がくつついているものを建てる場合に補助を出すとか、そういったことっていうのは難しいでしょうか。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 議員ご指摘のとおりですね、分散備蓄というのは非常に重要なことだと思っております、町の方でもですね、町の施設、また学校施設等を活用しまして、分散備蓄を進めておるところでございます。

また、来年度あたりからはですね、自治会が備蓄することに対してもですね、助成をしていこうというふうなことで取り組んでいるところでございます。

議員が先程言われました個人の土地とか、そういったところ。地域のそういった空いているスペース。そういった活用しながらの備蓄倉庫を整備するとか、そういったことについて考えはないかということでございますが、そこらへんも含めて、今後、検討もしていきたいというふうには思っております。

ちょっと現段階ではですね、具体的にそういったことについての考えはございませんが、できるだけ町の方としても分散備蓄はしていきたいというふうには考えておりますので、いろんな方法を検討していきたいと思っております。

○4番（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸司議員。

○4番（城戸司君） 昨日のですね、予算の議案提案のなかでですね、自助のところ、耐震診断ですかね。そういったところの何か予算が出ていたのかなと思うんですけど。自助というイメージで、耐震って自助なのかなと。自助ってやはりそういう自分が、自分の命が助かるのは大前提ですけど、その自分でそういった備品とかを装備するのが自助なのかなあと思ったので、そういったところに対して耐震。昔から耐震はあるんですけど、これは防災・減災の方であって自助ではないのかなあというところがあったので、そういったところに補助はできないのかなあという。今回ちょっと、先程聞かせていただいたんですけど、自助の大切さですね。前回、前回というか今期ですね、東京消防庁池袋防災館で地震体験した際に、そのときの説明をしていただいた方が、周りも同じように被災をしている状況のなかで、「救急車の音が聞こえた。やっと助けに来てくれた。」と思っても、目の前を通り過ぎてい

くと。それはもう自分を助けてくれているんじゃない。他も同じように被災しているんだから。そういったときに心が折れると言われたと。そういうのを聞いたのと、こないだですね、自治会の防災学習に参加したところですね、講演があつてですね。愛媛県全域で地震被害が発生した場合に、海に面していない内子町は津波の被害が想定されていないので、優先順位が今の時点で低いというふうにされていると。津波とかがあることを想定しているのですね。なので、そういうことを聞いたので、自助の重要性というのはものすごい高いのかなあと思って聞きました。

内閣府の発表というか、資料のなかには、水は1人1日3リットル、それを3日分となると9リットルですね。これは飲料水であつて、その他に生活なんかでも、所々、水がいます。そういったために、水は大切なので、お風呂の水っていうのはお風呂入った後に水を抜かずにそのまま置いておくと。次に入る前に抜いて掃除をして、新たに水を溜めるといったのも防災意識のひとつですよっていうようなお話も聞きました。そういった様々な生活の知恵と言いますか。そういった、こうした方がいいですよというのを、冒頭においておりましたYouTubeなんかで発信したり、「どここの自治会館で防災訓練、炊き出しの訓練をしましたその時の様子ですよ。」みたいなのもアップしたりとかですね。そういったところで。結構、火を起こすのにも専門的な知識がいるとか、そういう段階で取り組もうとしない人もやっぱりいるわけですので、「誰でもできるよ。何なら、今、地震が起きました。そのへんにあるものをちょっと集めてきて、これで何ができるかなあ。」みたいなような動画を作っていくとかですね。そういったところで意識を高めて、自助・共助・公助がしっかりと機能し、被害を最小限にさせていただきたいと思ひまして、今回の質問にさせていただきますので、お願いしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 最後に、向井一富議員の発言を許します。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○5番（向井一富君） 議席番号5番、向井一富です。

3月議会にあたり、議長の許可をいただきましたので、第3期内子町総合計画に基づき、新たなまちづくりの実行について質問させていただきます。

まず1点目といたしまして、内子町役場の職員採用、臨時も含めてですけれども、について現状をお尋ねいたします。

持続可能なまちづくりは、やはり人づくりだと考えております。人がいなくては、どんな立派な施設があつても、道路があつても意味がありません。今後、まちづくりを目指すうえでは、雇用を増やさないといけないのではないかと考えます。

町内でもいろいろな仕事がございます。まずは、働ける場所を増やす。そして雇用を増やすのが基本であらうと思ひます。それには、まずは役所が町民の灯台となつて、町民を導い

ていく必要があると思います。特に、役所が町民の灯台となって町民を導いていただく必要が最も大事だと感じております。そして、町民を代表して、町民の暮らしと安心、そして未来を描くことにつながっていくと思います。

なお、役場で働くということは、町全体の諸事情に精通することの早道になると思います。それだけで地域の人材の宝になりうると考えております。予算の関係で、現実問題として、正職員だけでそれができるわけでもございません。臨時的に手伝っていただくことも致し方ないと思いますが、大変にご苦勞をおかけしていると思っております。町の仕事をすることにより、町の良さ、悪さを一段高いところから見るができるなど、いろんな面が実感として目に見える、肌を感じる事ができていると思います。そのことが、将来の町のために役に立つ人材の輩出にもつながるのではないのでしょうか。私の地元でも、役所OBの方々が、今でも現役で力強く地域を引っ張っていただいております、大変ありがたく、感謝しております。そのことで、より多くの方にその仕事もしていただき、内子町の現状も知っていただき、まちの活性化のために動いていただきたいと思います。

雇用形態も、正職員、会計年度任用職員、臨時職員等々、様々な雇用形態があると思いますが、その雇用形態別の職務内容等を問いたいと思います。また、その雇用形態別の任期や人数を問いたいと思います。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） 向井議員のご質問にお答えします。

町の職員採用に関する雇用形態につきましては、正職員と会計年度任用職員の2つの形態を採用しております。

まず、正職員は、一般行政職、専門職、技能労務職の3つの区分があります。

一般行政職では、政策の企画立案、行政手続きの運営、窓口業務など、様々な行政サービスに従事します。

一方、専門職は土木建築や保健師、保育士など、特定の専門知識や技術が求められる職種です。

また、技能労務職は、運転手や調理師といった職種で、それぞれ特定の領域に特化した業務を行っています。

次に、会計年度任用職員についてですが、この雇用形態にはフルタイム職員と短時間勤務のパートタイム職員があります。

主な業務としましては、書類の作成や窓口業務などを行う事務系の仕事だけでなく、要介護認定調査員や消費生活相談員など、専門的な知識を必要とする業務もございます。

次に、現時点での雇用形態別の任期と人数についてですが、正職員は長期的な人材確保を目的として採用されており、そのため定年退職までは任期はございません。

令和7年4月時点での正職員数は250人。内訳としまして、一般行政職178人、専門職60人、技能労務職12人となっています。

一方で、会計年度任用職員の任期は原則1年ですが、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況、勤務実績等に応じ、次年度への再任を行います。ただし、地方公務員法に基づく平等取り扱いの原則や成績主義を尊重しながら、できる限り広範な募集を行うことが望ましいため、3年ごとに新たな募集を実施しています。

令和7年4月時点では250、失礼いたしました。215人となっており、その内訳としまして、フルタイム職員62人、パートタイム職員153人となっています。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 今、述べられた人数のなかで、町外から通われておる職員さんもおられるか。そこらへん、ちょっと聞かせてください。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 今、答弁をさせていただいた正職員250人のなかでですね、町外から通っているものが27名。率にして89.2%でございます。

すみません。失礼しました。逆ですね。

町内の職員が223人で、この率が89.2%。町外から通っている職員が27人ということでございます。

会計年度任用職員でございますが、216人中、町内の職員が196人。これは90.7%です。町外から通っているという者が20人ということになっております。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） プライバシーのことにもなりますけれども、町外から通勤されている正職員の方の町外から通われているご事情等、分かりましたら教えていただきたいのですけれども。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 正職員採用時にはですね、町内に定住していただくということをお願いはしております。その後ですね、結婚とかの事情もあったり、それぞれのご家庭の事情もありましてですね、町外の方に住所を移されるような職員もおられます。それはもう個々の理由があつてですね、様々な理由が考えられます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 結婚は、当然そういうこともあるのかなと思ったんですけど、それ

ぞれの事情がございますっていうことでございますので、なるべく町内から勤務していたくのが理想的なのかなとは思いますが、それも致し方ないところではあると思います。

ただ今のご答弁で、1項目のことは分かりましたので、次、2項目の。この2点目のところにいきます。

また、それぞれの雇用形態別の求人募集に対しまして、どれぐらいの応募者がおられたのかをお尋ねをいたします。分かる年度ぐらいで構わないので、よろしくお願いします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） ただ今のご質問にお答えをします。

雇用形態別の応募者数につきましては、まず、令和8年4月1日採用の正職員の募集及び応募の状況ですが、一般行政職では、社会人枠を含む7名の募集に対し、24名が受験しました。

次に、専門職については、建築土木がそれぞれ1名ずつ、保育士、幼稚園教諭が3名、保育士が1名の募集に対して、土木と保健師が1名ずつ受験しました。しかしながら、建築と保育士、幼稚園教諭は応募がございませんでした。

一次募集で採用予定人数を確保できなかったため、二次募集を実施しました。

その際には、一般行政職1名、専門職として建築土木、保育士、幼稚園教諭各1名、技能労務職として調理師1名を追加で募集しましたが、受験者は一般行政職1名、保育士、幼稚園教諭1名、調理師2名という結果でした。

特に専門職については、募集を行っても応募が少なく、人員確保が難しい状況となっています。

次に、令和8年4月1日採用の会計年度任用職員の募集及び応募の状況につきましては、今年度は3年ごとの募集時期に該当したため、55の職種でフルタイム職員57人、パートタイム職員157人の合計217人を募集しました。

受験状況といたしまして、フルタイム職員66人とパートタイム職員153人の合計219人が受験しています。

また、採用辞退や応募がなかった職種につきましては、現在、追加募集を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 結構たくさんの募集もしていただいて、応募もあるということで、実感させていただきました。

もう一度、再度、もうちょっとあれなんですけども、この募集された人材っていうのは、

やっぱり町内の方と町外からの割合みたいなのは分かりますかね。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

○総務課長（上山淳一君） 応募された方には、町内の方、町外の方っていう、ちょっとそこまで数字は拾っておりませんが、共にございます。一般行政職の場合は、町外の方の割合が多かったというふうには記憶しております。ちょっとこまかな数字までは拾っておりませんので、お答えができません。申し訳ございません。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） なかなかですね、町内だけで人を雇用するっていうのも、今、現実的に難しい状態になっているのかなと思います。引き続きですね、町の仕事をさせていただくということで、やっぱり内子町の事情もよく分かりますし、地元のために働くっていう意欲を持って入庁されとるんだと思いますので、引き続きですね、職員のご協力を得ながら、より良いまちづくりができればいいなと思います。しっかりと職員の皆さんの教育と成長を見守ってあげていただきたいなと思いました。

これについては、終了させていただきます。

続きまして、2項目目に入らせていただきます。障がい者の親なき後の支援について質問させていただきます。

まずは、町内で、どうしても親の介助が必要な障がいを持たれたお子様を持たれているご家族がどの程度おられるのかをお尋ねいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 向井議員のご質問にお答えいたします。

現在、内子町内で障がいがある子の人数についてのご質問でございますが、65歳未満の方で障害者手帳をお持ちの方の人数についてご報告をさせていただきます。

直近でございますが、身体障害者手帳を所持していられっしゃいます方が116名、療育手帳所持している方が133名、精神障害者保健福祉手帳を所持している方が88名で、合計337名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） たくさんの方が障害者手帳をお持ちになられているということで、ちょっとびっくりするくらいの数字を耳にいたしました。またですね、しっかりとその方々のサポートをしていただきたいなと思いました。

また、次にですね、2番目の質問をさせていただきます。

現在、障がい児の養育をされているご家族がおられますが、障がい児の親亡き後の事案をいろいろと報道等で目にします。多分、親御さんも大変、そのことが気になっとうことであろうと考えます。内子町ではそのことについて、どのようなサポート体制になっているのかをお尋ねしたいと思います。

障がい児を子育て中の両親にとって心配このうえないことであろうと感じます。相談体制は整っているのか、支援の現状はどうなっているのかをお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） 向井議員のご質問にお答えいたします。

障がいのあるお子様を養育されているご家庭で保護者となる方がお亡くなりになった場合の支援でございますが、障がいの内容や程度によって支援の内容も違ってまいります。

障がい者支援のひとつに相談支援がございます。町にも、障がい者相談支援センターを設けておりまして、また町でも相談を行っておりますし、また町内の社会福祉法人で相談支援を受けることもできます。まずは、どのような支援が必要なのかを個別にご相談させていただき、支援につなげているところでございます。

具体的には、障がいの程度が軽い方では、家事援助や身体介護などの訪問系のサービスによる支援がございます。また、グループホームに入居され、日中は就労継続支援事業所などで作業をし、夜間や休日などはグループホームの支援員の方の支援を受けながら生活する制度もございます。

重度の方では、常時介護が必要な場合は施設入所による支援もございます。また、判断能力の低下により福祉サービスなどの契約が困難な場合には、金銭管理に不安がある場合など成年後見制度もございます。

まずは早めの、早めめに相談をいただき、将来、どのような生活を希望され、どのような支援が必要なのか検討いただくことが重要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 町内でも、やっぱりそういう議案のことでご相談を受けて、前に進められている事案が何件かございますか。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 町内で昨年、私の記憶しているところになりますが、急に保護者の方が亡くなられて、グループホームの方を調整した事例などもございます。個別の案件になりますので、それぞれにまた相談に応じて対応してまいりたいと考えております。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 今、養育されているお父様、お母様、一番そのことが気になっておられるようでございますので、手厚いご指導と手当をしていただきたいと感じておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3項目目に入らせていただきたいと思います。

3項目が内子町の交通弱者の移動手段についてでございます。

町営バスとかデマンドバス、まちなか周遊デマンドバス、ライドシェア、まちなかチョイソコ等の町民の移動手段が確保されておりますけれども、それぞれの運用の概要と利用状況についてをお尋ねをいたします。

○総務課長（上山淳一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 上山総務課長。

〔上山淳一総務課長登壇〕

○総務課長（上山淳一君） ただ今のご質問にお答えをします。

始めに、デマンドバスの利用状況及び運営方法について説明いたします。

デマンドバスは、昨年10月から参川線及び田渡線が住民ドライバーによるデマンドバスへ移行し、立石線及び上成線は、住民の自家用車を活用したライドシェアへと変更しました。その結果、現在は15路線で運行しています。

令和7年4月から令和8年1月までの利用者数は3,296人となっており、前年度同期間と比較して639人減少しています。なかには、前年度より利用が増加している路線もありますが、一方で顕著な減少が見られる路線もあり、これは人口減少の影響によるものと思われれます。

運営方法につきましては、予約受け付け業務や車両運行は池田タクシーに委託して実施しております。

住民ドライバーに移行した参川線及び田渡線の利用状況は、令和7年10月から令和8年1月までの利用者数は153人となっており、前年度同時期と比較してやや増加しております。

運営方法につきましては、予約受け付け業務をネットヨタ瀬戸内株式会社へ委託し、登録した住民ドライバー3名が交代で車両を運転しております。

次に、共助型ライドシェアの利用状況及び運営方法についてですが、立石線及び上成線で運行しております。令和7年10月から令和8年1月までの利用者数は66人となっており、前年度同時期と比較して15人増加しました。

ライドシェアは顔見知りのドライバーが送迎するため安心してご利用いただいております、車内での会話もはずむなど、好評をいただいております。また、乗り放題の定期券を購入された方もいらっしゃるため、今後も一定程度の利用が見込まれます。

運営方法につきましては、予約受け付け業務をネットヨタ瀬戸口株式会社に委託し、登録した住民ドライバー8名が交代で自家用車を使用して運行しております。

最後に、まちなか乗合タクシーチョイソコうちこの利用状況及び運営方法についてですが、チョイソコうちこの事業登録者数は68人で、運行を開始した10月から1月までの利用状況は延べ519人となっています。

なお、定期券をお持ちの方は、1日に複数の目的地を予約されることもあるため、1日の運行回数は片道換算でおよそ6回程度となっています。

主な、降車場所が、スーパーや病院、道の駅、金融機関、役場などとなっています。

運営方法につきましては、予約受け付け業務をネットヨタ瀬戸内株式会社へ、運行業務を池田タクシー株式会社にそれぞれ委託しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 先日、ある高齢者の方がデマンドバスを利用して内子町内の病院に行かれました。その途中で、寄りたいところに、一時用事を済ませたいとのことで、「その場所であり、少し待っててもらえませんか。」とお願いしたけれども断られたということで、そこからはまた別の便を使って行くような感じになっていたということで、何とかならんかっていうことでご相談も受けました。公共の交通機関なので、1人のために特別なことはできないなと説得はしましたけれども、何せ高齢者のことなので、切実な思いには間違いないと感じました。

町も、町民の移動手段の確保という観点から、いろいろと策を凝らして手を尽くしていただいているわけです。いかんせん、俗に言う交通弱者は主に高齢者であり、少し今のシステムには複雑すぎてついていけないのが現状じゃないかと思います。もう少し交通網の整備を分かりやすく便利にできないものかと感じております。人にやさしい運用をできないかということで感じておりますが、理事者のそこらへんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） それぞれですね、小田を共助型ということでですね、なかなかドライバーもいないので、そういうことをスタートし、また、まちなかではですね、乗合タクシー、チョイソコのような形でですね、少しでもいろんなところにも出かけていっていただいたり、便利に使っていただくということでやっております。

ただですね、これやっぱり経費も当然、一方ではかかってまいります。一番、便利がいいのは、やっぱりタクシーです。これは「来てください。」「どこそこへ止まってください。」用事終わらせます。タクシーが一番いいんです。ところがですね、やっぱり経費的にはかなり高くなるということでですね、やっぱりその代替じゃありませんけれども、ある程度安い料金でですね、使っていただくということで。デマンドにしてもですね、先程言ったようなことについてもやらせていただいているということがあります。これからですね、デマン

ドバスの乗降人数がちょっと減っていますのでね。いろいろ交通体系、また検討はこれからもしていかなんといけないんですけども、先程言いましたようにですね、財政いくらかもあるのであればですね、非常にいろんなことが元々やっているのではないかなあと思っていますけれども、そういったところとも調整をしながらですね、よりよい方法がないかというのはですね、これからちょっと検討はしていこうかなと思っています。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 個人的にはですね、町営バス。もともとの国鉄バスなんかも走った国道沿いの小田からこっちへ出てくるものは、そのバスで結構だと思うんですけど、それぞれの地域、細部にわたってはですね、やっぱりライドシェアっていう形が一番、ベストなんじゃないかなと思うんですけども、それを町内各地域、地域みたいなところで発展させていく形がベストじゃないかなと思うんですけども、そういうことも考えながらやっていただきたいな。それが一本化すれば、結構、誰が見ても分かりやすいので、最終的にはそういう制度にしていきたいと思うんですけども、もう一度、答弁よろしくお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 先程、申し上げましたようにですね、今の形が全てよいとは思っておりませんので、いろんなご意見もいただきながらですね、検討は続けていきたいなと思っています。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） そういう意味で、これから高齢化のピークっていうのも過ぎるんだろうと思うんですけども、しっかりとですね、最後まで内子で暮らせて良かったなというような、まちづくり。また移動手段とかを確保していく研究をしていただきたいなと思いますので、いろんなアイデアがございましたら、我々もしっかりとそれに対応させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問に入らせていただきます。

内子町の未来についてということで、内子町は平成の大合併により、3町が合併して四半世紀が過ぎました。人口は年間300人の減少をしております。このままいくと、50年後には内子町は消滅してしまいます。今後も人口減少が進むと考えられますけど、内子の未来像をどう捉えているのか、改めてお尋ねをいたします。

いろんな策を講じられておられると思いますけど、功を奏しているのか。短期的には結果が見えにくいところがありますので、引き続き、行政サービス活性化していくために、お知恵を出していただきたいと思いますから、お考えをよろしくお願いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

平成17年1月の3町合併時に2万人を超えておりました町内人口、現在1万5,000人を下回り、向井議員おっしゃるとおり、年間約300人ずつ減少しております。

今後におきましても、少子化や人口の東京一極集中などによって全国的に地方の人口減少が続いていくんだろうというふうに捉えております。このような中、昨年12月議会におきまして、森永議員の一般質問のなかで答弁させていただいたとおり、国では新たに地方創生2.0の基本構想が閣議決定をされ、その考え方は「人口減少を押しとどめる。」からですね、「人口減少が続くことを正面から受けとめ、適応策を講じていきましょう。」ということになっておりまして、地方への新しい人の流れ、これを作るという考え方が関係人口を活かした都市と地方の支え合いというふうにされております。こうした国の考え方や縮充社会の概念を活かしてですね、人口減少に正面から向き合うなかで、様々な角度から、まちの魅力を総合的に高めるということで、人口減少の減り幅を少しでも緩やかなものにしていこうということをございまして、2045年の人口、国立社会保障・人口問題研究所が令和2年、国勢調査をもとに算出されておりますが、内子町の場合、推定値が2045年、9,000人となっておりますけれども、それに1,000人上乗せをしてですね、1万人を目指していこうじゃないかということで、現在取り組んでいるところであります。

そのためにもですね、第2期の総合計画ではですね、「稼ごましよう。」これ当然、今も同じなんですけれどもね。「稼いでいきましょう。」また、私たちの身の回りもいろんな環境ですね。子育て支援でありますとか、安心安全とか、いろんな、そういったものもしっかりと整備をしていきましょうということですね、何とかそれを達成しようということですが、現在ご存じのように、第3期の内子町総合計画。これが本年度からスタートしております。そういうようなことからですね、こういったことを、事業を、それぞれの中身をですね、推進をしていって、地域で暮らす人々が暮らしの豊かさだけでなく、心の豊かさも含めてですね、実感をして、幸せな暮らしを続けていくことができますように。また、「ここに住み続けたい。」「ここに住んでよかった。」と感じていただける。そんな町を作っていく。これが私の責任かなというふうに思っておりますので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○5番（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井一富議員。

○5番（向井一富君） 大変力強いご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

とにかくですね、今、要所、要所では若者も残って、農業に参入されているご家族等もございますので、今の強い決意を持って産業をも掘り起こしていただきましょうし、地域コミュニティにもしっかりと力を注いでいただいて、いつまでも持続可能な内子町を目指していただくようご祈念申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次回の本会議は、3月18日、午後2時から開会します。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。

午後 2時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和8年3月第154回内子町議会定例会

令和8年3月第154回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和8年3月3日（火）
○開会年月日 令和8年3月18日（水）
○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（13名）

1番	酒井勝也君	2番	松田修君
3番	西口邦彦君	4番	城戸司君
5番	向井一富君	6番	久保美博君
7番	森永和夫君	8番	菊地幸雄君
9番	泉浩壽君	10番	大木雄君
11番	山本徹君	12番	下野安彦君
13番	山崎正史君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	上山淳一君	企画情報課長	二宮大昌君
住民課長	橋本一恵君	税務課長	久保宮賢次君
保健福祉課長	上野昌宏君	こども支援課長	亀岡秀俊君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	山本勝利君
町並・地域振興課長	高山重樹君	農林振興課長	新田栄作君
小田支所長	中嶋優治君	環境政策室長	西岡美穂君
教育長	林純司君	学校教育課長	宮久保邦博君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高嶋由久子君	書記	本田紳太郎君
------	--------	----	--------

○議事日程（第4号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告
日程第 3 議案第 2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定について

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 内子町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 | 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 | 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 | 内子町営小田プール条例を廃止する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 | 内子町小田体育館条例を廃止する条例について |
| 日程第 19 | 議案第 18 号 | 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第 20 | 議案第 19 号 | 内子町斎場の指定管理者の指定について |
| 日程第 21 | 議案第 20 号 | 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 22 | 議案第 21 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について |
| 日程第 23 | 議案第 22 号 | 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 24 | 議案第 23 号 | 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 25 | 議案第 24 号 | 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 26 | 議案第 25 号 | 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 27 | 議案第 26 号 | 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 28 | 議案第 27 号 | 令和7年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について |

- 日程第29 議案第28号 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第30 議案第29号 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第31 議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算について
日程第32 議案第31号 令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第33 議案第32号 令和8年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
日程第34 議案第33号 令和8年度内子町介護保険事業特別会計予算について
日程第35 議案第34号 令和8年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
日程第36 議案第35号 令和8年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について
日程第37 議案第36号 令和8年度内子町水道事業会計予算について
日程第38 議案第37号 令和8年度内子町下水道事業会計予算について
日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第40 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで

午後 2時00分 開会

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（泉浩壽君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（泉浩壽君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、大木雄議員、11番、山本徹議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（泉浩壽君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第4号）」のとおりであります。

これより、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第3 議案第2号 内子町職員の旅費に関する条例の制定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。

向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第2号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第2号」は「原案のとおり可決すべきもの」とするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、内子町職員の旅費に関する条例を制定するものです。

委員の質疑においては、「町長等特別職と一般職との宿泊費の基準額の違いの根拠は。」との質問に対して、「町長等特別職と一般職員との宿泊費の差は、国の基準に準じたものであり、職務の重要性や責任の重さ、また、これまでの慣行に基づき設定している。」との答弁でありました。

採決の結果、議案第2号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第2号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第2号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第2号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する規準を定める条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第4 議案第3号 内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸司産業建設厚生常任委員長。登壇願います。

○産業建設厚生常任委員委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第3号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「案第3号」原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものです。

委員の質疑においては、「町内において、本事業の実施主体として認可した事業所数は。」との質疑に対し、「令和8年4月からの実施にあたっては、五十崎こども園および内子子育て支援センターの公立2施設を予定しており、現時点において民間事業所の認可実績はない。」との答弁でありました。

採決の結果、議案第3号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します

「議案第3号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第3号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 全員、起立であります。

よって、「議案第3号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第5 議案第4号 内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定に

ついて」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第4号」について審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第4号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、特定優良賃貸住宅制度の見直しにより、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となる地域優良賃貸住宅制度へ移行することに伴い、本条例を制定するものです。

委員の質疑においては、「今回の改正による入居に係る所得制限の変更点は。」との質疑に対し、「入居基準を従来の「中堅所得者向け」から「町営住宅と同等」へと緩和する。これにより、低所得世帯の入居を可能とし、空き室の有効活用と住居の安定と、失礼いたしました。居住の安定を図るものである。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第4号」、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これで質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第4号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第4号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員です。

よって「議案第4号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第6 議案第5号 内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第5号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第5号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、町村団地の管理に関し、引用する法令の整合性を図るため、本条例の一部を改正するものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第5号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これで質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第5号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第5号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第5号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第7 議案第6号 内子町営住宅条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸司産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第6号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第6号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。
本議案は町営住宅岡団地4号の除却に伴い、当該住宅の用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「岡団地をはじめ、町内全域における老朽化した町営住宅の建て替え等の整備計画はどうなっているのか。」との質疑に対し、『内子町公営住宅等長寿命化計画』に基づき、今後の需要と供給のバランスを見極めつつ、必要に応じて建て替えや用途廃止などを順次進めていく。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第6号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席におもどりください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第6号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第6号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第6号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第8 議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第7号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第7号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、災害時等において、他の水道事業者が指定した給水装置設置工事業者による、給水装置工事の実施を可能にするため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「近隣自治体も同時に被災するような大規模災害時における、応援体制はどう確保されるのか。」との質疑に対し、「中四国全域での相互応援体制を構築しており、本条例により、被災時には町外事業者が手続きを経ず直ちに復旧作業に従事することが可能となる。これにより、外部支援を迅速に活用し、町民生活の早期安定を図るものである。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第7号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第7号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第7号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第7号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第8号 内子町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第9 議案第8号 内子町水道条例の一部を改正する条例について」議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第8号」についての審査結果を報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第8号」は 原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、災害時等において、他の市町村長が指定した指定工事店による排水設備等の工事の実施を可能にするため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「今回の改正は排水設備等の工事となっているが、処理場などの基幹施設が被災した場合の対策はどうなっているのか。」との質疑に対し、「本条例は住宅内から公共桟までの迅速な復旧を可能とするものである。一方、処理場等の基幹施設については、別途「ストックマネジメント計画」に基づき、耐震化や更新を計画的に進めている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第8号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第8号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第8号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第8号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第9号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第10 議案第9号 内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第9号」について、審査の結果をご報告します。審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第9号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。本議案は、施設運営に関する必要経費の増加をうけ、施設使用料などを改定するため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「現在の収支状況と、今回の料金改定による経営改善の効果は。」との質疑に対し、「令和6年度収支は、売上約161万円に対し支出約386万円と不足が生じている。本改正による増収分は人件費の一部に充当するものであり、今後は宿泊利用者の増加を促進することで、さらなる収支の健全化に努めるものである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第9号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これで質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第9号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第9号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第9号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第11 議案第10号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第10号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第10号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、内子町国民健康保険運営審議会の答申を受け、国民健康保険税の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「今回の改正案では、医療費が減額されている一方、介護分の税率が上がっているように見える。これは、介護保険分については負担が増となるのか。」との質疑に対し、「県への給付金に基づき算定した結果、介護保険分は微増となるが、医療費分の減額により、国民健康保険税全体としては引き下げとなるものである。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第10号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第10号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第10号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第10号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第12 議案第11号 内子町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第11号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第11号」は「原案のとおり可決すべきもの」とするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「条例案にある「特別の理由」および、申請を省略できる「町長が特に認める場合」の具体的な内容は。」との質疑に対し、「「特別の理由」は今回の特例減免の適用根拠を指し、「町長が特に認める場合」とは、町がこの対象と確認できる際の申請省略など、個別状況への柔軟な対応を定めるものである。将来税制改正等にも即応できるよう本規定を整備するもの。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第11号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第11号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第11号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第11号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 議案第12号 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第13号 議案第12号 内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長。登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第12号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第12号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、本条例の一部を改正するものです。

委員から、特に質疑は無く、採決の結果、「議案第12号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） 他に討論はありますか。

ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第12号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第12号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第12号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第14 議案第13号 内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第13号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第13号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、「内子町災害弔慰金等支給審査委員会」等、3つの委員会を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「学識経験者とは、具体的にどのような方々を想定しているのか。」との質疑に対し、「学識経験者とは、大学教授をはじめ、弁護士や医師などの高度な専門的知識を有する方を指すものである。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第13号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） 他に質疑はありますか。

ありませんので、これにて質疑を終結します。向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第13号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第13号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員です。

よって、「議案第13号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第14号 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について

○議長（泉浩壽君）「日程第15 議案第14号 内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第14号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第14号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことに伴い、火入れの中止に関する事項を見直すため、本条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「本条例の改正内容について、住民への周知方法は。」との質疑に対し、「町の広報誌やホームページ等を通じて広く周知するとともに、林野火災注意報などの関連制度についても併せて発信し、町民への注意喚起を図っていく。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第14号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第14号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第14号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第14号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第16 議案第15号 内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。城戸産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 城戸委員長。

〔城戸司産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（城戸司君） 去る3月3日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、「議案第15号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第15号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する資金支援として設立された基金について、事業完了に伴い令和7年度末をもってその処分を行うため、本条例を廃止するものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第15号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

城戸委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第15号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第15号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第15号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第16号 内子町営小田プール条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第17 議案第16号 内子町営小田プール条例を廃止する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第16号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第16号」は、原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、施設の老朽化及び利用者の減少により内子町営小田プールを閉鎖するため、本条例を廃止するものです。

委員の質疑においては、「廃止後の跡地活用について、更地にするのか、あるいは地域における活用要望があるのか。」との質疑に対し、「地元自治会と改めて協議を行い、地域の意向を踏まえ、更地化も含めた利活用を検討していく。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第16号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第16号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第16号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第16号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第17号 内子町小田体育館条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第18 議案第17号 内子町小田体育館条例を廃止する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第17号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第17号」は「原案のとおり可決すべきもの」とするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、施設の解体撤去に伴い、本条例を廃止するものです。

委員の質疑においては、「今後の跡地利用において、学校側との連携について、町の方針は。」との質疑に対し、「解体前と同様、引き続き「小田分校の先生方の駐車場」として有効活用していただく予定である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第17号」は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第17号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第17号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第17号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について

○議長（泉浩壽君） 「日程第19 議案第18号 内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第18号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第18号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、地域審議会の設置期間を経過したため、本条例を廃止するものです。

委員から、特に質疑は無く、採決の結果、「議案第18号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第18号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第18号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第18号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第19号 内子町斎場の指定管理者の指定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第20 議案第19号 内子町斎場の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第19号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第19号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、2月5日開催の公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「事業の安定的な継続に向け、指定管理料の算定はどのようになっているのか。」との質疑に対し、「適切な管理運営を維持するため、令和7年度より指定管理料の引き上げを行い、運営基盤の安定を図っている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第19号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第19号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第19号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第19号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後3時5分から再開します。

午後 2時 56分 休憩

午後 3時 5分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 21 議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第 22 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（泉浩壽君） 「日程第21 議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について」および、「日程第22 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、以上2件を、一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） 去る3月3日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、「議案第20号」、「議案第21号」の2議案について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第20号」並びに「議案第21号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

本議案は、過疎地域における住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正に寄与するため、また、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を図るために必要な財政上の特別措置を受けて、辺地とそのほかの地域との間における格差是正を図るための計画を策定することにつき、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「基準が満たされず辺地計画から外された場合、事業の実施はどうか。」との質疑に対し、「計画の対象外となった場合でも、事業を断念するということではなく、他の財源の確保に努め、事業整備を進めていく。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第20号」並びに「議案第21号」は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

○議長（泉浩壽君） 討論と採決は議案ごとに行います。

まず「議案第20号 内子町過疎地域持続的発展計画の策定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第20号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第20号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第20号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第21号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第21号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第21号」は、委員長報告のとおり可決されました。

-
- | | | | |
|-----|----|--------|--------------------------------------|
| 日程第 | 23 | 議案第22号 | 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 | 24 | 議案第23号 | 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 | 25 | 議案第24号 | 令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 | 26 | 議案第25号 | 令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 | 27 | 議案第26号 | 令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 | 28 | 議案第27号 | 令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 | 29 | 議案第28号 | 令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 | 30 | 議案第29号 | 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について |

○議長（泉浩壽君） 「日程第23 議案第22号 令和7年度 内子町一般会計補正予算（第6号）について」から、「日程第30号 議案第29号 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」までの補正予算8議案を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長。

〔菊地予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 去る3月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、令和7年度補正予算8件について、3月9日、10日、11日の3日間、委員13名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論を行い、慎重な審査を行いました。

「議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）」から、「議案第29号 令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの計8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、配布いたしております審査報告書のとおり、補正予算8議案は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

議案第22号 令和7年度 内子町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,988万7千円を減額し、歳入歳出予算を127億9,962万4千円とするものです。前年度の同期と比較して2.7%の増額となっております。

今回の補正予算は、事業費の決算見込み、財源の確定等による予算の調整が主な内容となっております。

委員の質疑において、主な歳入予算について、1款町税において、町民税のうち個人町民税が2,000万円の増額補正となっており、委員から、「前年度と比較して個人町民税が大きく増額となっている理由は。」との質疑に対して、「主な要因は、前年度に実施された「定額減税」の影響がなくなったことによるものである。今年度、今年度は、その影響がないことに加え、給与所得の増加などの要因が重なったことによるものである。」との答弁がありました。

また、12款使用料及び手数料において、資料館上芳我邸の入館料が703万円の増額となっており、「インバウンド増加が理由とのことだが、具体的な来客数とその内訳は。」との質疑に対し、「令和8年2月末時点での来館者数は4万3,000人であり、うち外国人が3万6,300人と、全体の約8割を占めている。」との答弁がありました。

続いて、主な歳出予算について、3款民生費において、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合負担金を2,895万円増加されており、委員から、「神南荘とみどり苑への負担金の増額の理由は。」との質疑に対し、「主な要因は、職員の処遇改正に伴う人件費の増加に加え、物価高騰による施設運営費に対応するものである。国の物価高騰対策交付金は、公営施設への支援が対象外となっているため、町として必要な経費を補填し、安定した経営を支えるものである。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費において、合併処理浄化槽設置補助を909万2千円減額しており、委員から、「設置実績が計画の40基に対し18基と大きく下回っているが、この要因はどうとらえているか。」との質疑に対し、「町内には約2,400戸の汲み取り世帯が残っているが、合併浄化槽への転換については、水回りの改修等に伴う自己負担が大きな課題となっており、設置が進みにくい状況にある。」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費において、有害鳥獣対策事業について、関係事業費を総額1,969万円減額しており、委員から、「対策費が大幅に減額となっている主な要因は何か。また、イノシシの減少と豚熱の発生との関連はあるのか。」との質疑に対し「捕獲数が昨年度よりも6割以上減少したことが主な要因である。減少の背景には、山の餌が豊富であったことに加え、町内でも確認された豚熱による個体数の減少が少なからず影響しているものと推察される。」との答弁がありました。

10款教育費においては、大瀬自治センター新築整備事業の繰越に関して、委員から、「工事が翌年度に繰り越される具体的な理由は何か。」との質疑に対し、「災害時の避難所としての機能を高めるため、多目的トイレを「オストメイト対応」に変更することとした。この設

備は特殊なものであり調達に時間を要することから、工期の完成が見込めず、翌年度へ繰り越すものである。」との答弁がありました。

以上、「議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」は、多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第22号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、まず、「議案第23号、令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,745万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億6,945万1千円とするものです。

委員の質疑においては、歳出において、県国保連合会負担金が、61万円減額されており、「減額の要因として、国保連合会における入札によるものとの説明であったが、具体的な内容は。」との質疑に対し、「県内20市町で共同利用している事業報告システム等の開発費負担金について、国保連合会が実施した入札の結果、減額となったものである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第23号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号、令和7年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ585万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億9,792万9千円とするものです。委員の質疑において、歳入の後期高齢者医療保険料が433万2千円減額となっていることに関し、「その内訳として、特別徴収分が減額される一方、普通徴収分は増額されているが、その要因は。」との質疑に対し、「特別徴収の減額は、年度途中の転出や死亡の理由により、保険料を減額調整したことによる。一方、普通徴収の増額は、新たに75歳に到達された方や転入された方の加入によるものである。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第24号」は、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号、令和7年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ7,327万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億8,361万7千円とするものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第25号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号、令和7年度 内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ5万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,428万1千円とするものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第26号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号、令和7年度 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ699万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,252万円とするものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第27号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号、令和7年度 内子町水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、収益的収入および支出の補正では、収入においては、水道使用料の収入見込み減などにより、647万9千円を減額し、支出においては、修繕費、動力費等の不用額精査による減額の一方、借入利息の確定に伴う増額など、あわせて、496万2千円を減額するものです。

また、資本的収入および支出の補正では、小田地区基幹改良事業等を前倒しで実施するため、収入においては、収入においては、企業債と補助金をあわせて、2億2,043万4千円を増額し、支出においては、同事業等の実施経費として、3億3,300万円を増額するものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第28号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第29号、令和7年度 内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入および支出の補正では、収入において、下水道使用料等の減により1,340万3千円を減額し、支出においては、減価償却費等の減額により、1,340万3千円を減額するものです。

また、資本的収入および支出の補正では、収入においては、補助事業の内示額の減により、企業債と補助金をあわせて2,827万円を減額し、支出においても、同様に内示額の減による事業費減のため、3,850万円を減額するものです。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第29号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、令和7年度、補正予算8議案について、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

菊地委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第22号 令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第22号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第22号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第23号 令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第23号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第23号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第24号 令和7年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第24号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第24号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第25号 令和7年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第25号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第25号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第26号 令和7年度 内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第26号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第26号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第27号 令和7年度 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第27号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第27号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第28号 令和7年度 内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第28号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第28号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第29号 令和7年度 内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第29号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第29号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 31 議案第30号 令和8年度 内子町一般会計予算について

日程第 32 議案第31号 令和8年度 内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第 33 議案第32号 令和8年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第 34 議案第33号 令和8年度 内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第 35 議案第34号 令和8年度 内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第 36 議案第35号 令和8年度 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について

日程第 37 議案第36号 令和8年度 内子町水道事業会計予算について

日程第 38 議案第37号 令和8年度 内子町下水道事業会計予算について

○議長（泉浩壽君） 「日程第31 議案第30号 令和8年度 内子町一般会計予算について」から、「日程第38号 議案第37号 令和8年度 内子町下水道事業会計予算について」までの当初予算8議案を一括議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。菊地予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長。

〔菊地予算決算常任委員長登壇〕

○議長（泉浩壽君） 菊地委員長 ご報告申し上げます。

去る3月3日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、令和8年度当初予算8件について、3月9日、10日、11日の3日間、委員13名全員出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論を行い、慎重な審査を行いました。

「議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算」から、「議案第37号 令和8年度内子町下水道事業会計予算」までの計8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、配布いたしております審査報告書のとおり、当初予算8議案は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第30号、令和8年度 内子町一般会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ111億5,000万円とするもので、前年度比、11億2,000万円の増額です。

一般会計予算に充当する財源は、国県支出金16億3,547万3千円、地方債4億6,840万円、その他特定財源17億6,169万3千円、一般財源72億8,443万4千円となっております。

主な質疑について、ご報告します。

歳入において、1款町税において増収となっており、委員から、「個人・法人ともに町民税が増収となっているがその要因は。」との質疑に対し、「個人については、最低賃金の引き上げや給与の上昇の影響により、給与所得者の総所得が上がったと思われる。また、法人については、詳細は把握できていないが、金融業、製造業が伸びている。」との答弁がありました。

続いて、歳出について、2款総務費において、選挙費に「期日前投票所専用ネットワーク構築業務委託」に、153万5千円を計上されており、委員から、「商業施設への期日前投票所を新設する計画とのことだが、既存投票所との距離的關係など、費用対効果の検討は行ったのか。」との質疑に対し、「買い物ついでに投票できる利便性の向上は、新たな投票者層の掘り起こしにつながると考える。実施後は、利用状況や投票率を精査し、その効果を分析していく。」との答弁がありました。

次に、4款衛生費においては、委員から、「霊柩車使用補助が大幅に減額されているが、その理由は何か。」との質疑に対し、「合併から20年以上が経過し、町内の施設としての位置づけが定着したため、町内移動に対する補助は本年度で廃止する。今後は、火葬場の修繕等により町外の施設利用の差額分のみを予算計上したものである。」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費では、神南山分収林契約解除に伴う立木補償1,571万円を計上されており、委員から、「なぜ今、町が立ち木の買取りを行い、管理をするのか。」との質疑に対し、「所有者の世代交代が進み、管理が困難となっている状況である。森林の放置は災害のリスクにつながるため、町が責任をもって立ち木を買取り、間伐や植林を計画的に行うことで、地域の安全と森林保全を図るものである。」との答弁がありました。

次に、8款土木費では、公共空間での樹木の管理について、委員から、「龍王公園における桜の老朽化による倒木リスクや、街路樹の根の盛り上がりによる歩行者の転倒の危険性など、安全管理の対応は。」との質疑に対し、「住民の安全確保を最優先とし、龍王公園については、専門業者の診断に基づき、危険性の高いものから順次伐採していく。また、街路樹についても、景観保全と安全確保を両立できるよう計画的な管理を検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、10款教育費、教育費においては、学校再編計画について、委員から、「教育懇談会の答申内容が決定事項であると受け止めている保護者も多い。今後、町として方針を決定した際、関係者への説明や公表はどのように行うのか。」との質疑に対し、「4月に再編計画を策定し、ホームページ等で公表を行う。また、関係学校のPTA等に対し、教育委員会が直接出向き、丁寧な説明を行い、理解が深められるよう誠実な対応に努めていく。」との答弁がありました。

また、内子高等学校本校魅力化および公営塾支援事業として、1,137万4千円を計上しており、「内子高等学校の志望者数が定員80人を下回り、あと1年で募集停止の危機に直面している。今回、予算計上された「公営塾」の開設は、現状を打開する実効性のあるものなのか。」との質疑に対し、「現在の厳しい募集状況は重く受け止めている。本事業は、単なる学力補完にとどまらず、地域資源を活用した「探求学習」を推進し、学力と進路の保障を目指すもの。高校と一丸となって「地元には選ばれる魅力ある学校」の再生に努めていく。」との答弁がありました。

以上、「議案第30号 令和8年度内子町一般会計予算について」は、多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第30号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、まず、「議案第31号、令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ17億5,779万8千円とするもので、前年度比625万円の減額予算編成です。

委員の質疑においては、「今回、条例改正により保険税率の引き下げが予定されているが、これに伴い一般会計からの繰入金も減額できるのではないか。」との質疑に対し、「国民健康保険税は、税収で賄うべき必要額を算出したものである。一方、保険基盤安定繰入金は、低所得世帯への軽減措置など、制度上の要件に基づき算出されるものであり、保険税の増減とは直接連動しないものである。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第31号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号、令和8年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,439万1千円とするもので、前年度比4,206万1千円の増額予算です。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第32号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第33号、令和8年度 内子町介護保険事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ28億5,411万6千円とするもので、前年度比856万1千円の減額予算です。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第33号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号、令和8年度 内子町介護保険サービス事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ1,529万4千円とするもので、前年度比115万8千円の増額予算です。

委員から、特に質疑はなく、採決の結果、「議案第34号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号、令和8年度 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ4,532万7千円とするもので、前年度比109万2千円の減額予算です。

委員の質疑においては、歳出における、県外生帰省時旅費補助85万3千円の計上に関連し、「補助額の算定基準と支給運用はどうなっているのか。」との質疑に対し、「帰省の際の往路分を基本として実費支給するものである。支給にあたっては、交付要綱に基づ

き、順次、個々の事情にも柔軟に対応するなど、適切かつ弾力的な運用に努めている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第35号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第36号、令和8年度 内子町水道事業会計予算」につきましては、収益的収入および支出では、収入において、水道事業収益の総額を4億4,604万1千円と見込み、支出において、水道事業費用の総額を4億3,084万2千円計上しており、対前年度比0.9%の増となっております。

続いて、資本的収入および支出では、収入総額を3億1,405万9千円を計上し、支出総額については、4億6,321万円を見込み、対前年度比21.7%の増となっております。

委員の質疑においては、「漏水の早期発見は住民にとって利益につながるものである。有収率の現状と、漏水調査の体制はどうか。」との質疑に対し、「本町の有収率は、80.2%と全国の類似団体の平均約77%を上回る状況にある。漏水調査については、夜間の流量調査等により年間約40件の漏水を発見・修繕を行っており、今後も適正な維持管理に努めていく。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第36号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、「議案第37号、令和8年度 内子町下水道事業会計予算」につきましては、収益的収入および支出では、収入において、下水道事業収益の総額を2,800、違う、2億8,182万5千円と見込み、支出において、下水道事業費用の総額を2億8,182万5千円計上しており、対前年度比4.4%の減となっております。

続いて、資本的収入および支出では、収入総額を2億2,956万3千円を計上し、支出総額については、2億8,399万2千円を見込み、対前年度比43.6%の増となっております。

委員の質疑においては、「浄化センターの改築更新及び耐震工事期間中、機器の故障や停電が発生した場合のバックアップ体制は万全か。」との質疑に対し、「工事計画は、過去の運用実績を分析し策定している。また、停電時にも24時間稼働可能な自家発電設備を完備しており、不測の事態にも支障をきたさないよう、安全対策に万全を期している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第37号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（泉浩壽君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

菊地委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第30号 令和8年度 内子町一般会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第30号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって、「議案第30号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第31号 令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第31号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって、「議案第31号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第32号 令和8年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第32号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第32号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第33号 令和8年度 内子町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第33号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第33号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第34号 令和8年度 内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第34号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって「議案第34号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第35号 令和8年度 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第35号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第35号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 次に、「議案第36号 令和8年度 内子町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第36号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立、全員であります。

よって「議案第36号」は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（泉浩壽君） 最後に、「議案第37号 令和8年度 内子町下水道事業会計予算について、の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ありませんので、これにて討論を終結します。「議案第37号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（泉浩壽君） 起立全員であります。

よって「議案第37号」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

午後4時5分から再開します。

午後 3時 56分 休憩

午後 4時 5分 再開

○議長（泉浩壽君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（泉浩壽君） 「日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、」次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 40 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（泉浩壽君） 「日程第40 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（泉浩壽君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

○議長（泉浩壽君） 議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご退任、ご退職されます赤穂英一代表監査委員、北岡清農業委員会長、久保宮賢次税務課長、以上3名の方より、ごあいさつを受けたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、赤穂代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） 代表監査委員の赤穂でございます。

任期満了を迎えて御挨拶を申し上げます。

全国の自治体においてはですね、不正事件とか不適節事例が多発し監査の充実強化が必要ということで、平成29年6月に地方自治法が大きく改正されました。私はその翌年、平成30年4月に代表監査委員に選任されました。国税組織での様々な行政経験と税理士としての専門知識を活かして、地方自治法の改正の趣旨に沿って厳正な監査検査、審査に努め、多くの指摘、指導、及び改善策を提案してまいりました。その間、監査にいっしょに携わっていただきました、歴代5名の議員選出の監査委員のみなさん及び事務局に改めてお礼を申し上げます。

一方、町においては指摘及び提案いたしました事項に対して、真摯に受け止め、迅速適格な改善策に取り組んで頂きました。具体的には、内部統制の導入をはじめ、主なもので、この8年間に約20項目にも及んでおります。

トピックを2点申し上げます。

1点は後半の2期目の4年間については、内子町の監査に加えまして県連の役員も務めました。県下はもとより、四国四県、更には全国の会合に出席し、多くの自治体の代表監査委員、また県連会長と意見交換を行いました。特に愛媛県下においては、自治体によって監査の取り組みに温度差がございました。県連会長として情報交換会を企画、開催をいたしまして有効な情報については参考としていただくこととして、各自治体の監査水準の向上に努めました。

2点目は、理事者から強い要請を受けまして役場の課長級等のすべての管理職対象として、組織の中のリスク管理ということで研修講師を務めました。

8年間の間に2度務めさせていただきました。研修項目の1つには、組織の管理職心得についても、お話をさせていただきました。これは私が高松国税局徴収部長在任時に、新任の税務所長や管部職員に対して、研修を行った際に取りまとめていた事項の一つでもあります。今後は、内子町において不適切事例が根絶に向かうことと、また管理者のみなさんが理想の上司を目指して頂くことを強く願っております。

先般、理事者から長い間たいへんい世話になりました。おかげで職員の意識が大きく変わってきましたと感謝の言葉を頂きました。微力ではありますが、健全な町づくりに貢献で

きたのではないかとと思うと共にですね、任期満了によりやっとな肩の荷が下りるなど、ほっとしているところであります。

最後に、2期8年という長きにわたり代表監査委員という立場で、内子町の行政に携わらせていただいたことに感謝申しあげると共に、内子町の発展と、議場にご出席の皆様方のご健勝ご活躍を祈念して挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 続いて北岡農業委員長さん、お願いします。

○農業委員長（北岡清君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 北岡農業委員長。

〔北岡農業委員長登壇〕

○農業委員長（北岡清君） 退任に当たりまして、このような機会をいただきましてありがとうございます。

最初に、一言お礼を申し上げます。今回の今回、農業委員会の改選期に当たり候補者17名の推進をいただき本会場で満場一致でご承認いただいたこと厚くお礼申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

私は農業委員として4期12年勤めさせていただきました。この3年間は議会に出席させていただきました。この間、一般質問において向井議員さんからの質問に答弁をさせていただきました。また再質問では、2回、下野議員さんから質問をしていただき答弁をさせていただきました。今までにない良い経験をさせていただきました。ありがとうございました。

さて私事ではありますが、地元高校卒業後10年間他県のほうで、原木椎茸の生産に関する仕事をしてまいりました。自分で栽培したいと地元に戻ってまいりました。務めながら実際、栽培してみると挫折の繰り返しでした。そういう中でこの3年間は植え付けを休み、じっくり見直しを図って参りました。完璧なイメージができ上っておると思っております。これから10年かけて栽培の確立を図って参りたいと思います。そして、一番の目標は次の世代に引き継ぐことでございます。この3年間、議会に出席させていただき、安全で安心で暮らせる内子町に邁進されていると感じております。安心して自分の目標が達成できると確信いたしております。

最後になりますが、議員の皆さまの益々のご活躍と議会の益々のご発展、内子町の益々のご発展を祈念いたしまして退任および、御礼の言葉にかえさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 最後に、久保宮税務課長、お願い致します。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（泉浩壽君） 久保宮税務課長。

〔久保宮税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） 本日は、3月議会の最終日にこのような時間をいただきましてありがとうございます。

私は昭和59年4月に旧小田町役場に入庁し、これまで42年間役場でお世話になってきました。平成17年の3町合併から21年が経過しましたので、小田町役場と内子町役場それぞれ半分ずつお世話になったことになります。

保健福祉課長となりましたのが、令和3年2月で当時は新型コロナウイルス感染症がまん延し、不安と閉塞感に包まれていた時期でございました。新しいウイルスによる病気は、治療方法や感染防止策が確立されておらず、内子町でも不安の声が多く聞こえる中で、感染防止の対応、ワクチン接種の開始など先行きが見通せない中、手探りの状態で取り組んでまいりました。課長となった1ヶ月後は、初議会となる3月議会でした。感染予防のためのアクリル板に囲まれた壇上に上がるだけで、緊張で自分がどこに居るのか分からない感覚になったことが思い出されます。この時は、新型コロナウイルス感染症対策室長がおりましたけれども、6月議会からは、私が新型コロナウイルスに関する一般質問の答弁を行わせていただきました。本当に多くの質問をいただき、答弁も慣れない中で再質問で間違った説明を行い答弁の訂正を行うという失敗もありましたけれども、議員の皆さまと議論するなかで、私も多くのことを学ばせていただきました。改めまして厚くお礼を申し上げます。

こうして議場に立てたのも理事者や多くの職員の皆様の御指導、ご協力の賜物だと深く感謝をしております。4月からは、立場はかわりますが、引き続き役場で地域のために力を尽くしてまいりたいと思います。5年間大変お世話になりました。ありがとうございました。○議長（泉浩壽君）ありがとうございました。議会といたしましても、長年にわたり大変お世話になりました。

ここで、感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。

贈呈は、議員会長、山崎議員、赤穂代表監査員様へ、そして、副会長、下野議員さん、北岡会長様へ、西口議員、久保宮税務課長さんへ花束を贈呈していただいたと思います。

みなさん、前の方にお並びいただいたと思います。。

ありがとうございました。長い間、大変お疲れでございました。お席にお戻りください。

ここで、小野植町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（泉浩壽君）小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君）閉会に当たり一言お礼を申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、長期間にわたりまして慎重に審議をしていただき、全議案お認めいただきましたことを、心からお礼申し上げます。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行してまいります。

さて、先日1月には、町並み保存地区を中心に、映画のロケ地として撮影が行われ、エキストラとして町民の方々にも参加いただきました。

また2月には全国放送の旅番組の撮影も行われ、町並み保存地区をはじめ、小田地区の原木しいたけや石畳地区での炭づくりなどが撮影されたとのことでございます。

このようなロケ地に選ばれるということは、地域に暮らす方々の日々の活動や生業が、内子町の美しい景観や魅力的な産業をつくり、保っていただいているからこそでございます。放映を楽しみに待つとともに、町としましても、今後も引き続き地域資源を生かしたまちづくりに、地域の皆さまとともに取り組んでまいりたいと存じます。

最後になりましたが、今期をもって退任される、赤穂英一代表監査委員様、北岡清農業委員会会長様には、長きにわたり多方面から支えていただき、行政、地域のためにご尽力いただきました。心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、以上で私のあいさつに代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（泉浩壽君） 以上をもちまして、令和8年3月第154回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（高嶋由久子君） ご起立願います。 礼。

午後 4時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第154回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）	R8.3.3	R8.3.3	受理
報告 2	専決処分の報告について（令和7年度町道本町田中線ほか2路線電線共同溝整備工事他委託変更契約について）	R8.3.3	R8.3.3	受理
報告 3	内子町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	R8.3.3	R8.3.3	受理
議案 2	内子町職員の旅費に関する条例の制定について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 3	内子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 4	内子町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 5	内子町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 6	内子町営住宅条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 7	内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 8	内子町下水道条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 9	内子町文化交流ヴィラ「高橋邸」条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 10	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 11	内子町介護保険条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決

議案 12	内子町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 13	内子町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 14	内子町火入れに関する条例の一部を改正する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 15	内子町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例を廃止する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 16	内子町営小田プール条例を廃止する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 17	内子町小田体育館条例を廃止する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 18	内子町地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 19	内子町斎場の指定管理者の指定について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 20	内子町過疎地域持続的発展計画の策定について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 21	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 22	令和7年度内子町一般会計補正予算（第6号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 23	令和7年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 24	令和7年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 25	令和7年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 26	令和7年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 27	令和7年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決

議案 28	令和7年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 29	令和7年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 30	令和8年度内子町一般会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 31	令和8年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 32	令和8年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 33	令和8年度内子町介護保険事業特別会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 34	令和8年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 35	令和8年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 36	令和8年度内子町水道事業会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 37	令和8年度内子町下水道事業会計予算について	R8.3.3	R8.3.18	原案可決
議案 38	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 39	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 40	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 41	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 42	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 43	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決

議案 44	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 45	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 46	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 47	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 48	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 49	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 50	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 51	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 52	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 53	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 54	内子町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
議案 55	内子町監査委員の選任について	R8.3.3	R8.3.3	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R8.3.3	R8.3.3	原案可決